

第六十三回 参議院建設委員會會議錄第六号

昭和四十五年三月十二日(木曜日)
午前十時十分開会

委員の異動

三月十二日

辞任

二宮 文造君

補欠選任

阿部 憲一君

出席者は左のとおり。

委員長 大和 与一君
理事 上田 稔君
大森 久司君
松本 英一君

委員

國務大臣

政府委員

建設大臣 根本龍太郎君
國務大臣 佐藤 一郎君
建設大臣官房長 志村 清一君
建設省計画局長 川島 博君
建設省都市局長 竹内 藤男君
経済企画庁総合開発局長 山下 英明君
通商産業省化学工業局長 橋本 徳男君
通商産業省鉱山保安局長 橋本 徳男君
建設省計画局長 志村 清一君
建設省都市局長 竹内 藤男君

建設省河川局長 坂野 重信君
建設省道路局長 養輪健二郎君
建設省住宅局長 大津留 温君
事務局側 中島 博君
常任委員会専門員 岡安 誠君
農林省農政局参事官 遠藤 寛二君
農林省農地局計画部長 松平 孝君
通商産業省企業局立地公害部公害第二課長 根岸 正男君
通商産業省鉱山保安局鉱山課長 下河辺 孝君

説明員

農林省農政局参事官 遠藤 寛二君
農林省農地局計画部長 松平 孝君
通商産業省企業局立地公害部公害第二課長 根岸 正男君
通商産業省鉱山保安局鉱山課長 下河辺 孝君

本日の會議に付した案件

○国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(昭和四十五年)の建設省関係、北海道開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の施策並びに予算に関する件)

○委員(大和与一君) それでは、ただいまから建設委員会を開会いたします。
国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案、本院先議を議題といたします。
まず政府から提案理由の説明を聴取いたします。佐藤経済企画庁長官。

○國務大臣(佐藤一郎君) 私、このたび経済企画庁長官を拝命いたしました。どうぞ今後よろしく御指導願いたいと思います。
国土総合開発に関する問題につきましては、今後とも建設委員会の皆さま方の御指導をいただく

ことになりました。いろいろな点でさらに御指導いただきたいと思います。特に企画庁といたしましては、今国会に国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案を提出いたしました。よろしく御協力をお願いいたします。この法律案につきまして、提案の理由と要旨を御説明申し上げます。

国土調査は、国土の開発、利用等に資するため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として行なわれるものであり、具体的に開発を進め、あるいは土地利用計画を策定するにあたって、必要不可欠の基礎となるものであります。昨年、政府は、国土総合開発法に基づいて、全国総合開発計画を策定し、今後、新たな視点のもとに国土開発を進めることとしたのであります。この計画にのっとり今後の国土開発を進めるためには、その基礎となる国土調査をより一層充実強化することがぜひとも必要であります。

今回、この法律案によりまして、現行の昭和三十八年度を初年度とする国土調査事業十九年計画を、昭和四十五年度を初年度とする新たな十九年計画に切りかえ、国土調査事業の量を拡大するとともに、新たに、都道府県の行なう基本調査を加え、広域的な土地分類を全国の主要地域にわたって行なうこととし、もって時代の要請にこたえることとした次第であります。

以上がこの法律案の提出の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。
○委員(大和与一君) 引き続き補足説明をいただきます。宮崎総合開発局長。

○政府委員(宮崎仁君) ただいま議題となりました

た国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、法文に沿って逐条的に御説明申し上げます。

まず、第二条の改正であります。現行法第二条は、国土調査事業十一年計画の対象となる調査を掲げている規定であります。今回の改正案によりまして新十一年計画を策定いたします場合、現行の対象調査のほか、都道府県が行なう基本調査として、新たに広域的に、地形、地質、土壌その他の各種の自然的・人文的状況を五万分の一地図上に記載し、もって全国の主要部分をおおって国土開発の基礎資料の整備をはかる調査、これを開発地域土地分類基本調査と呼んでおりますが、これを行なうことといたしたいと考えております。このため、法文上第二条第一号に「又は都道府県」を加えているわけであります。

また、新十一年計画におきましては、従来に比べて、国土調査事業の量を拡大し、もって国土調査の充実強化をはかることといたしたいと考えております。このため、事業量の拡大に対処して、従来の、国の機関、地方公共団体、土地改良区に限定されておりました調査事業主体に、新たに政令で定める一定の者を加え、これらの協力を求めたいと考えております。このため、第二条第二号に「その他の政令で定める者」を加えることといたしております。

次に、第三条の改正であります。まず、現行規定は、昭和三十七年の法制定当時の開発課題に対応して、十一年計画対象事業の要件として、例示的に「低開発地域における工業の開発又は農地の有効利用若しくは開発……に資するため」という文言を置いておりますが、今後の開発は、特定の一部地域にとらわれず、国土全体を一体として開発するという新たな視点のもとに行なわれる必要があることにかんがみまして、この文言を削るこ

といたしております。

次に、「昭和三十八年度」を「昭和四十五年度」に改めしたのは、昭和三十八年度を初年度とする現行の国土調査事業十カ年計画を昭和四十五年度を初年度とする新十カ年計画に切りかえる趣旨でありまして、これが、今回の改正法案の眼目となるものであります。

さらに、現行第三条の第二項は、十カ年計画に掲げるべき土地分類調査は、同じく十カ年計画に基づいて行なわれる基本調査または地籍調査と相まって特に緊急に実施することを必要とするものに限ることとしておりますが、現行十カ年計画の実績からみて、今後新十カ年計画に基づいて行なう土地分類調査については、この限定を取りはずし、広く過去に行なわれた調査と相まって行なうことといたしました。

最後に、附則において、この法律の施行日を公布の日とすることとしております。

以上、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的に御説明申し上げた次第であります。

○委員長(大和与一君) 本案の審査は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(大和与一君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、前回に引き続き昭和四十五年度建設省関係、北海道開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部の施策並びに予算に関する件について調査を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 農林省の人、来ていますか。ちよつと出てください。

農林大臣が他の委員会では出られないそうでありまして、根本さんはかつて農林大臣やった経験があるから、当時と今日の状況は非常に格段の差が出ておりますけれども、むしろこれに対するところのお考えも持ちだと思えますから、これもひとつあわせて、農林大臣に対する答弁は、閣議

でいろいろ話があったと思えますから、根本さんから答弁いただいてもけっこうであります。

米作の問題が食糧という需給体制のもとに大きな変革をもたらしたのはこの数年からの傾向でありまして、国会に至つていよいよ四十五年度予算の編成にあたり、米作対策というものの対する、あるいは麦作にいたしましても、麦はあまりつくっていませんけれども、変貌を来たしてある。私はこの問題を土地という観点から取り上げて質疑をしたいと思つております。

幸いがあるいは不幸か存じませんが、今日、昨年通過した都市計画法、これによるところの調整区域、都市化区域、市街地区域のこの線引きをしなければならぬ段階に迫り込まれている建設省としましては、休耕農地というものの対する考え方というものは、農林省自体がこの土地というものに焦点を合わせて、これをどうするかという問題がきまつておらないように聞いております。衆議院における予算委員会等の質疑を見られてもわからぬところ、実際の問題は、この問題は地方長官にまかしてある。地方長官がそれぞれその地域の状況によつて一応大枠をきめた減反部分というものの対する府県別な調整をやらねばよいというよう

な、われわれが考えてみましても、はなはだ無責任な、あれほど戦後熱意を入れた農政というものの対しますところの今日の時点における対処のしかたというものは、非常に冷淡なものであらうというふうに私は考えております。これは農林関係の委員会等にお伺いいたしますが、残された休耕農地というものが、はたして農民のこの土地というものの対する認識がどう変わつてきているか。

たとえば私の郷里は青森であります、青森等では六倍もの休耕を申し出るという現状が起きておる。こうした事態から見ると、ただ単に減反するという問題ではなくて、土地という対象物が農民の間でどのようにその認識が変貌しているか。同時にまた、将来、生産されない土地、利用されない土地というものの対する農民の受け取り方、将来への見通し、これらの問題は非常に憂う

べき事態が発生する危険を多分にはらんでおるのであります。あれほどまで土地に執着し、この土地によつて、主として米作によつて一切の自分の生活をかけておつたところの農民が、今度の事態によつて将来への道をどの方向に求めるかということは非常に危険であります。この問題について、ひとつ、農林省のどなたか存じませんが、岡安さんか遠藤さんから、基本的に持っている現時点における方針、それから答弁できなければ根本さんからひとつ伺いたいと思つております。

○説明員(遠藤寛二君) お尋ねの点につきまして御説明申し上げます。

今回行ないます米の生産調整は、御承知のように、米が非常に生産過剰の状態におちいつてしまつて、今年の秋になりますとおそらく八百万トン前後の米を政府が保有してしまつていふような状況になってまいらぬと思つて、いままでやつたことのない措置でございしますが、緊急の措置といたしまして生産調整ということをやることになつたわけでございします。

そのやり方の問題でございしますが、主眼といたしますところは、米の栽培面積に換算いたしますと約三十万町歩以上のものが余つてくるという状況になつておるわけでございします。それをただ休耕せよということではないのでございまして、主眼といたしますところは、できることではまず転作につとめるところは、できるだけ減反をやらせておきます。そして湿田等でなかなか転作のできないようなところにつきましても、土地改良の通年施工をやつてもらふ。それでもなおかつ事情が悪くてそういうこともできないという、やむを得ないものについては休耕をお願いする。これは一つの緊急措置でございします。

元来でございしますと、米の生産が余るといふことになりましても、農家の側といたしますれば何かはかにかわるべき農業で収入をあげていきたいといふのは当然でございまして、それに対して将来の生産の、何といひますか、ガイドポストと申しますか、地域別にこういうものををつくつて

みてはどうかというように農林省としてはお示しをしてやるのが筋であらうかと思つて、けれども、何ぶんにも緊急のこととございまして、またそういった生産目標、あるいは地域分担というふうなものをたてたい農林省では検討をいたしております。検討をいたしておりますけれども、それがまたいままでのような状態からいきましたと、米につきましても農民の技術のレベルも高く、安心してつくるという状態でございまして、なれております。これをにわかにかゝると申しまして、どこをどうということも農林省が、たとえ原案をこしらへたといたしましても、それは強制するわけにはいきませんし、各農家の御納得をいただいた上でなければそれはできない。そういうことになりましても、緊急の措置としてのことはなかなか困難であるといふこととございまして、今回のような休耕をまじへましたこの生産調整対策をとらざるを得なかつたわけでございします。したがひまして、将来の問題につきましても、大臣も他の委員会でお答え申し上げておりますように、生産目標といひますか、地域分担のガイドポストのようなものを立てまして、それに基づきましてその方向へいま御指導をいたしていきたい。

ただし、いまの段階では緊急の措置としてそういうことをいたしておりますのでございしますから、何もことし休耕いたしますというものは、永久に休耕せよとか、そういうようなことではございしませんし、また今回の措置全体が、何と申しますか、食糧制度というものが守れなくなりまして、場合は農民の、特に米作農家の被害の大ききといふものを考えまして、農業者側からも非常に御協力のお申し出がありまして、ともに考えましてやつていく措置でございしますので、当然強制というふうなことはいたしておりませんが、その点が各方面からある程度誤解を招いておる点もございしますので、この際つけ加えて御説明申し上げます。そういうような状態になつております。

○田中一君 そうしてそれに対するところの対策

いもの持たたいという傾向にあるけれども、現在の稲作の問題については、農民の生活を考えないで、ただ米が多いから、余るから、古米、古々米があつて、食管赤字がふえるから、もう減反するようにするんだという目的がそこにある、そこに集中しておるわけです。でありますから、いま建設大臣が言つておるのは、農民の立場から今後そういう傾向があると云つておるのですが、その前提としての米が将来とにも余るんだという見通しのもとにこれをやつておるのかわからぬけれども、ともかく外国から米を買つておる現状から見ても、これが来なければ減るんだと、あるいはいまの農業その他の肥料の開発からも、これからますます増産の傾向があるんだということなのか。私はかつて、これは旧憲法時代のことを想定しますと、常に相当数、二十万や三十万の兵隊が有事にいつ召集されてもその食糧に関係なく食つていけるというような量を保有しておつたことを思い起こすわけなんです。一体いまの傾向でいつてあと五年後にはどのくらい余るようになるのですか。そしてまた古米とか古々米とかいうものに対する処分が、私ども戦時中、終戦を迎えて、大ぜいの家族を養うために米をよして歩いて、古々米が社会的な非常に低い評価を受けながら、その処分が狂奔するというような姿は、私の体験から見て、おそらくわれわれの同僚諸君はその体験は深かったと思うのです。そういう考え方から見ると、何か割り切れないものをたくさん感ずるのです。ことに輸入しておる、主食の輸入なぞも行なつておるといふこの政治的背景は、むしろ地球上の距離が、各国間の距離が短かくなつた、そして平和といふものが共存しておるんだといふ業国家に変貌する——根本さんもちょっと触れられておりますやうな高度工業国家に変貌するんだといふこの政策的な、国の産業政策の転換という

ものがどこかにひずみを与えて農家にスポイルされる階層を生む。これは必然だろうと思うのであります。思うのでありますが、事農政というものから見た場合には、より早くまた単に減反だということの方法ではなく、政府自身の大きな政策として救われる道があるというように考えられるわけです。ことに、いま、建設大臣は、若者たちがただ単にこの事態に稱作だけに執着しないで他に転換しようというような気持ちを持っている、工場誘致も考えているというふうなお話で、そうだろうと思います。思いますが、日本の各産業構造というものは、日本の産業の世界に置かれていて地位というものは、むしろ、働く労働者たちがつくり出すところのこの商品というものは、はたして世界の国民の利益に、幸福に通ずるものだけが生産されておるか、あるいはまたそれらの生産品が日本の国内において過剰生産ということもあり得るのではないかと。したがって、どのような製品がどのような規模で、どこでこれだけの量が日本の労働力に見合っているか生産されなければならないのだということの基本的な産業構造というもの、産業計画というものは、これに付随するところの都市というものの配分がきまらなければ、ただ地方々々、圧迫されるその地域に対する衝動的な、反射的な工場誘致とかいうことばだけでは、新しい混乱を日本の国土に生み出す。そうして工場誘致という形の政策は、無条件で唯々諸々として産業界を迎え入れるということによるところの大きな公害というものが随所に起きているという現状から見ても、その農村における若者たちがそうした意欲的な方向転換を考へるのは是として、政府としては、日本全体の産業計画というものが策定されなければならぬ時代が来ているのではないかと。同時に、この母体とするところの土地が同じように、日本の国民、同時にまた世界の人類にどれだけの貢献をする産業が日本民族として持たれるかということが、この農本主義的な、農業中心の日本ということから、高度成長、高度工業国家に変貌するならば、その基本的なものが

策定されなければならぬ、また策定するべきである。同時に、その芽ばえは、ただ単に資本主義という、もうければよいんだというものでなくして、国がそうした方向を示すべきであらうと思ひますけれども、この点は、いま単に農業を、工場誘致によってその地域を工業化するということだけでは絵にかいたもちであつて、その成否は保証されないものであります。そういう意味において、もう少し農政並びに高度工業国家として各地域的に数々の施設がかりに行なわれた場合、成功、不成功は保証されない。資本主義は売れなくなれば工場は閉鎖するのです。余れば、競争して会社はつぶれる場合がある。これは資本主義の原則です。同一製品を持つている場合は相手の会社をぶつつぶすことによって自分の企業を繁栄させるのは、これは常道であります。そういう立場から見ると、今度の、農民が農地に対するところの感覚的な愛着というものは、これは本能的なものもあつたと思ひます。相当大きく工場誘致という、この面から大きな土地の買収とかいろいろな計画が利潤追求の形で随所に行なわれる危険が多分にあるということ、私は感じ取れるわけなんです。あります。建設大臣、もう少しそういう点について政府としての考え方を示し願ひたいと思ひます。まあ農林省は当面、現在あるところの問題にもの狂奔して、いま遠藤参事官が言つていらっしゃる確かな方針はまだ求められない時期だと思ひます。ことにいま私ははなはだおもしろくないのは、単年度予算でありますから本年度限りのものでございまして、来年、再来年はわかりませんというふうな無責任な答弁じゃなくして、農民がほんとうに生活できるように、来年も再来年も、その後長期の政府の農業政策を確立する、そうしてその転換等をも考えながら不幸にさせないのだというふうな、これは遠藤君は大臣じゃないからそこまで言えぬだろうけれども、その不満を踏まえて建設大臣、ひとつどういう方向に行くか、これは閣議でいろいろお話になつたと思ひますけれども、あなた自身の所管の問題じゃないけれど

も、かぶさつてくる波が来るわけですから、それひとつ含めて御答弁願ひたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) どうも高邁な国策全般にわたるあれであります。私、総理大臣でも農林大臣業務でもありませんので、はなはだこれお答えにくいのですが、まあせつかくでございまして、責任がないとは言ひないけれども、所管のこととまではそういう意味でありますから、今日までなつた経緯についてひとつ私の考えを申し上げます。

御承知のように、米が非常に過剰になつたということは、一つは皆農技術、農業、こういうものの非常な進歩もさることながら、価格政策の大きな作用をしておるわけでございます。他の農産物についてはほとんど価格保障がないにもかかわらず、お米についてはもう価格保障がはつきりできています。その上に今度は生産されたものが全量無条件で買ひ取られておる、こういう結果、現在日本にある農産物のうちでは一番安定かつ有利な農産物になつたわけでございます。一労働時間当たりの所得からすれば、現在ミカンの次にお米ははずでございまして。しかもその上に共済制度が、これが裏づけされていきます。そういうふうになりますという、だれ人も一番案をして所得が多くなりますから、急速に造田が行なわれてまいりました。しかもそれが一番造田が大きく伸びたところは北海道でございます。あるいはまた従来限界生産地で、水田をつくるのが必ずしも容易でなかつたところのものが、あるいはビニールをもつて砂地あるいは特殊土壌でもやれるようになった。機械化が非常に進んでまいりましたのでごく簡単に、土木機械で簡単に造田ができる。それから水利関係が有利になつたということで、この四、五年間に政府施策以上に急激にふえてしまつた。一方において生活の水準が向上するとともに、日本の国民の食生活の構造が変わつてまいりまして、米をなるべく食わずに他の畜産物並びに野菜、くだもの等に集中した、このために需給の

バランスがもう政府が考えておつたこととは大きな差が、しかも急速に出てきた。これが現在米における一つの矛盾だと思ひます。これがもし自由経済であるならば、それだけの過剰があらまざるならば、必然的にこれは農民みずからが採算上合わなくなるから減反していくが、食糧制度ではそれをやらないうことになつております。そこで、本来ならば米価買い上げ値段を下げるか、あるいは買い付け制限をすれば、おのずからこれは調整がとれるけれども、その政策は現在の農民に対して非常なショックを与えるからそれはやらない。そこで四十四年度は値段を押えておる、そうして買い上げは無制限にやる。ここで相当減反もしくは減収するであらうと思つたところが、やっぱり何ともしまい一番お米が有利でありますから、全然減反はありませんで、北海道のごときはもう一年にたしか五千五百ヘクタールか、それよりもまだふえておる、こういうふうな現状でございまして。そこで今回はやむを得ず——これは非常にいい政策とは申されませんが、農民にとりましても政府にとつても、そこで非常手段として、減反いわゆる作付転換並びに休耕にした、こういうことだと思ひます。これに対して農民の認識も、昨年までは御承知のように米価闘争運動であり、もうたいへんな反対であつたが、事態を認識してくると同時に、これは何らかの形で農民も協力して米の生産調整をしなければ、幾ら政治的闘争をやるとかいつても、これは物理的にも食糧そのものがつぶれてしまう。こういうふうな認識から、政府がいまの減産奨励について何らかの積極的な保証をしてくれるならば、われわれも協力しようというところで今日に來たつております。

ところでそういう段階にまいりまして、先ほど田中先生から御指摘のように、論理的に正確を期するならば、将来を見通して日本の地域を主産地形成をするという観点、適地適作の観点からして、地域的な任務分担を明確にして、そうしてそれがどのように未来につながっていくかということを示すべきだ。これは確かにそれとおり考

えられてしかるべきだ。しかしこれをいまずぐに
来年度に実行するということは、これは時間的に
もなかなか無理である。そこで知事さん並びに農
業団体の諸君といろいろ折衝協議の上、やはり地
域の特殊性あるいは農民の意識、転換の難易等を
一番よくわかつておるのは地方自治体であり、同
時に地方の農業団体である。これらの諸君に自発
的に自分の構想を持って、そうして計画を立て
て、これに政府が協力するということがより現実
的であり、農民もより安心してついていける。そ
ういうことでこういう政策をとったということに
ございます。

そうして、これに関連して、いま田中先生が御
心配になっておる、こういうような過程において
せっかく造成された農地が、あるいは工場誘致と
かなんかという名のもとに民間のデベロッパーあ
るいは産業経営者によって土地が無計画に取得さ
れて、スプロール化あるいはまた工場公害が地方
にまでいくということが非常に心配じゃないか、
そのとおりでございます。そこで、御承知のよう
に、農地転換の緩和をはかりましたものの、これ
については厳密なる規制をすることになっていま
るのであります。すなわち、農業振興地帯あるいは
基盤整備等、政府によって施策として相当強力に
実施した土地改良地区は、これは原則として農地
転換をせず、どこまでも農業の基盤としてこれ
起こしていく、その他のところにおいて工場誘致
あるいは宅地等に転換するけれども、そのときに
は農林省、通産省あるいは建設省と綿密なる連携
のもとにこれは団地構成をしていく、こういう打
ち合わせをしているのであります。そういうよう
な構想のもとに立地された場所については、建設
省としては従来の道路あるいは下水、そうしたも
のの計画を弾力的に活用しまして、総合農政上あ
るいは中小企業振興のために団地等が地方にいっ
た場合に、そこには道路を弾力的に予算づけをし
まして、たとえそれが県道あるいは国道でなくとも
も公共事業として相当大幅にこれを援助してつ
くってやり、そして街路等も整備してやる。こ

ういうふうにして、田中先生御心配の点は、もう
できるだけ関係各省が協力して未然に大きな障害
が出ないように協力していこうという方策をとっ
ておるのでございませう。ただ、その方策をとった
ものの、現実にはまだなかなかスピードはそこま
で上がっていきません。それから最近におい
て、私も都市周辺における水田の転用緩和等を見
て、かなりこれは民間デベロッパーによる土地の
買いあさりや相当出るんじゃないかと心配してい
る。いろいろ調べてみました。ところがそれほどい
うです。ということは、現在御承知のように金融
引き締めのはうが相当響いていっています。そう
して一番大きく響いているのが大企業についてこ
れがいつているのであります。したがって急遽
大手の諸君が、転用を緩和したことに伴って急速
に水田その他を買ひあさっている向きがむしろ少
なくて、逆に、われわれのはうに何とか金融をめ
んどろ見てくれ、あるいは住宅金融庫の資金を使わ
してくれとか、あるいは住宅金融庫の資金を何と
か優先的にめんどろ見てくれというのを陳情に
来るほどでございます。現在の段階では私は大
きく企業の土地買い占めということはないんじや
ないか、こう思っています。それから、特に大き
な土地需要と見られておるような大きな企業はど
資金繰りが悪くて、むしろ設備投資の計画をス
ローダウンしている。こういうような見地から見
ても、この一年は少なくともそうしたことがある
大きく障害となつて出でこないのではないかと
いう、実は見通しを持っています。次第でござい
ます。

田中一君 農民がいまままでの蓄積した金がだん
だんなくなつてくるんだということになります
と、いますぐに金をもらわぬでも約束する面がた
くさんあるんです。これはむしろ、土地造成業者
あるいは土地会社等では、先行投資というものは
手付金一つもって買えるわけなんです。たとえ農
林省、通産省、建設省がどういふ話し合いをして
それをばらばらしても、そのままで売れる傾向も
ある。私は、農民の生活、将来、これを考えた場
合に、農民自身がやはりその法の盲点について合

法的な譲渡を行なうことがあり得ると見てゐるん
です。そして、まあ現在では金融引き締めでその
影響は確かに起こっております。ただ単に大手ば
かりでない、末端の下請企業までできております。
しかし、農協が先般の会議で、宅地造成を自分の
手でやるんだ。これは農協にやらせろということ
を建設大臣もすすめておるのです。これは農林大
臣がすすめたか、建設大臣がすすめたか、住宅供
給事業にも入るのです。また、宅地造成はその前
提として行なわれるんだ。いわば五兆円か六兆
円か、相当な資金を持っている農協としては、も
はや今日では金融機関です。増産ができなければ
だんだんじり貧になる。金利でかせぐ以外に方法
がなくなつてまいりますから、そういう方向に
く。農協自身の性格が非常に変わつてくる。した
がつて大手の資本家が来るということの前提とし
て、農協自身がそういう事業に出でくることはこ
れは御承知のとおりであります。そうすると、こ
れは根本さん、あなたと一緒に一致している考え
で、あなた自身が、住宅の供給はさておいて、民
間住宅は自立建設を促進するんだ、土地だけは政
府が安い土地を供給するからやらないという方
向を、あなたは就任以来ずっとそういう方針を新
聞等にも談話を与えておられますが、そういう形
でだんだん蚕食される、これはもう明かです。これ
も一つの農地が転換するといふ、大きくゆらぐと
いうところの事例です。自分たちのものでありま
すから、農協は、農民と一緒にありますから、農
民そのものでありますから、だからあらゆる法的
な困難を乗り越えてもその方向に進むことは必至
です。その辺にあるところの土地会社なんかと比
べものにならぬほど資金を抱いておられますから
きるので。そこで、さてその現象がぼつぼつ出
てくるということの前提として、いよいよ今月一
ぱいあたりには十何都道府県でしたか、いわゆる
市街化区域と調整区域との一応の建設大臣がそれ
に対する承認というか認可ですか、与えなければ
ならぬ段階がきておる。突如として農協を中心と
する農民の心というものは、これはどうしてもこ

の方向へいくんだから、市街地化してくれという
要求はおそらくぼつぼつ出てまいります。出てこ
ないでも、素朴でありますから、かつてに家を建
てます。これはただ農家の住居の改造とか、農家
を建てるんじゃないで、大きな住宅供給とい
う、いわゆる持ち家の供給ということになるうか
と思うのであります。そうすると、それは必然的
に市街化されるわけです。いまここでその区域を
明確にきめようと、これは法律で定めるものであ
りますからしなければならぬ。突如としてそうい
う休耕農地というものが相当数決定される。そし
て、これに農民が農耕をやめて、先ほどあなた
のお話のように、兼業にして自分が生産労働に従事
しようという、工場等に就職して兼業でやろうと
いうような傾向が出ると、これは拍車をかけるわ
けです。現実の問題として、いまきめようとする
両区域に対する考え方は、どのような形できめよ
うとするか、私は、望むらくは、一応農政として
見るところの農地のこの問題が、将来農民が持
ていて農耕に明るい希望を持てる方向が出るか、
あるいはどうにもならないのだといつて、土地を
捨てようという傾向に出るか、これらの方向をお
そらく若者たちはじつと見ておると思う。それに
よつて気持ちもさめる。同時にまた老齢の農民
は、これは非常にとまどつておる。私は、おそら
く強硬なものが出ると自殺者が出るのではない
か、農民の中に。こういう切実な問題が一つ起き
るとたいへんだと、マスコミもこれに対して騒
ぐ、たいへんだといつて真剣に取り組むかもしれ
ない。私はそういう傾向があると見ておる。私の
郷里の青森県あたりも相当大きな職業を転換した
といふものは、何といつても一年のうちの八カ
月くらいは土地というものは手の触れられない
ような悪い環境の中にありますから、そうして寒
冷地域でありますから、いつでも、場合によれば
冷害によつて作物はできないということが往々あ
る。この際こいつはひとつだれかに買ってもら
うて、工場がこうと何かがこうと農民は関係はこ
ざいませぬ。そういう傾向に拍車をかけられるの

ではないかということを心配しているわけですが、この三月末あたり、十数都道府県でしたか、これはいよいよきめなければならぬ、これはもう一べん農林大臣とも相談してお延ばしになったらどうかという気もするのです。都市周辺はこれは自然に全部市街地化します。いやおうなしに。素朴に農民は、許可もくそもなしにやるという傾向がこれから出てくると思う。たんぼの中に土を埋めて自分のうちを建てて売った。また建てたから売った。これは別にどうこうありません。農民が自分のうちをつくるのですから。いろんな形の脱法行為が行なわれる。これに農協が拍車をかける。そして企業のこれに盛り上げていくということになると、いままで考えておるところのこの都市計画法の精神が、はたしてわれわれがこれに對する意思表示をした方向を、国会でもってこれはきめていくわけですから、するところからはこのものが現象として生れるのではないか、これは思い過ぎしかもわかりません。しかしどういう方向でこの線引きを認可しようとするか、具体的にひとつ示していただきたいと思うのです。現在出ているところの、十幾つでしたか、この三月末には、これは何とかしようという十幾つかの地区、その環境、将来への傾向等も含めて——土地の宅地造成というものの、この面はあとで論議しますけれども、今日は都市計画法に基づくところの線引きがおくれではありますけれども、これをしなければならぬ段階、私はもっと延ばしていいのではないかと、ある程度の見通しがつくまでは。その辺の見解を伺います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 都市計画法に基づくところの線引きは、田中先生御指摘のとおり、農民の恩恵が非常に大きくなり、かなり延びていることは事実です。しかし、これは初めての措置でございまして、都道府県も十分に地域の住民が納得して、しかる後これはやるといふことの態度をとっておられ、われわれもそういうふうな指導しております。しかしながら、それがあるがゆえにこれは延ばすということは、必ずしも私は適當であるとは現在思っておりません。ところで、田中先生が非常に御心配になっておられる、農民がいわばいろいろの方策を講じて、そうして財産保全、あるいはできるだけ土地を高く売ることによって農業をやるよりも、それによって生活を得ようとする、これが都市計画あるいはまた地域開発に非常に大きな災いを起こす可能性がある、その点については十分警戒をしなければならぬ、そのとおりだと思えます。そこで、御承知のように市街化区域に入れた土地については、もうこれは積極的に計画的に都市化、あるいはまた広義にいえば宅地化であります、その中には住宅専用地区とかあるいは工場専用地区とか、あるいは隣接商業地区とか、そういうふうにしていく、どんどんこれは積極的に宅地化を進めていくつもりでございまして。そのかわり、農業集団のこれは農地として保全しなければならぬというのには、御承知のように農林省の農業振興地域という指定もございまして。それから、従来基盤整備土地改良を本格的にやったところは、これは原則としてそのまゝ保全して農業振興地域と同じようにするという意味でこれは調整区域に入れておくわけでございます。調整区域になりましたら、農協等がもしそういう地帯においていよいよ農住を計画的につくろうとする場合には、相当の規模の、しかも相当住宅政策としてしかるべき条件を備えたものについて、これは区画整理事業なりその他の共同で責任ある体制をとれるものについてのみこれは許可しよう、その際には十分農林省と打ち合わせの上でなければこれは転用許可もできませんし、あるいはまたいよいよ開闢計画、こつちが許さないというところでこれは押えるつもりでございまして。それから田中先生が御心配になっている純農村地帯においてそういうことが虫食いのようにはばらばら出てくるのではないかと御心配もあるようにございしますが、これは農林省のほうで答弁あると思ひますが、そういう土地に純農村地帯においては農地法上これは一々制限を加えている。そういうことでありますから、自分の土地なるが

ゆえにかつてに宅地造成して転売することは、行政的にもこれは押えていることであります。それから、可能性全然ないとはいえないけれども、脱法行為をやる者はあるかもしれないけれども、それによって農業地帯が非常に無計画にスプロール化がぐんぐん伸びるということはないのではないかと、こういうぐあいに考えておる次第でございす。

○説明員(松平孝君) ただいま建設大臣から概略御説明ございましたけれども、農地の転用それ自体については、先般この米の生産調整との関連もございまして、農地転用の許可に関する暫定基準の制定をいたしておりますが、基本的には第一種農地、これは原則として転用を許可しない農地、それから第二種、第三種の農地に分類をいたしまして、第三種農地にも原則として転用を許可する農地を分類したい、ただし若干緩和したというゆえんのものは、第一種農地でございまして、水田の転用を許可する場合につきましては、次のようなことを考えているわけでございます。一般国道または都道府県道等の両側におおむね百メートルの範囲内、その交通に必要な施設、たとえばガソリンスタンド、ドライブイン、自動車修理工場等沿道サービス施設を設置する場合、それから同じ範囲内におきまして重要産業の施設また倉庫、荷さばき場の流通業務の施設をつくる場合、それから農村集落において宅地の集団に近接して住宅等を建設する場合とございまして、若干転用の緩和はいたしておりますけれども、いずれも優良農地は保全をしたいという前提のもとに考えてまいりたい、このようになっております。

○田中一君 そうするとこれは都市局長、いま説明されたような地区は、これは市街化区域として線を引こうというつもりですか。都市局長に伺いたい。

○政府委員(竹内藤男君) 市街化区域を設定した場合に、いまお話しございましたように、集団的な優良農地というふうなものを避けまして、そ

して市街化の発展動向を見定めて、その区域における将来の動向、産業の見通し等からどれくらい市街地面積が必要かということ算定いたしまして市街化区域をきめるわけでございますが、その際に先ほど大臣からお話しございましたように、区画整理その他集団的な宅地開発を行なう、団地開発を行なうというふうな見通しがはっきりしているところは、その面積を実際に土地に接してきめてまいります場合に、優先的に考慮していく、優先的に入れていく、こういうふうな方針でまいるわけでございます。したがって、市街地の発展動向というふうな観点から、たとえばいま出ましたような沿道の周辺が、発展動向があるというところであれば、それにつきまして市街化区域を設定するという場合もありましょうし、またそういうような地域で道路がありまして、将来の市街地の動向から見て、市街化区域にまだ当分ならないではないかというところもある程度出てくると思ひます。その場合に、市街化調整区域に入りまして、沿道のサービス施設について、都市計画法上の宅地開発許可をどうするかという問題もございまして、これにつきましましては、かなり限定的ではございまして、ガソリンスタンドとかドライブインとかいうものにつきましては、特別に調整区域においても許可し得るというふうな道が開かれておるわけでございます。その点において市街化区域、調整区域を設定する場合の農地転用許可基準の緩和とは平仄が合っているというふうに考えております。

○田中一君 これ、非常に危険があるのですよ。たとえば流通機構なりあるいは交通に必要な施設ということになると、どうしてもそれは伸びていくのです。近くに部落があれば部落の住宅というもののはやはり無計画に伸びていく。それで地方行政庁はその場合にはそれを黙認という形で今日きています。農地の転用にしてもそんなにきびしく——いままでは非常にきびしかった。しかしいまはもう農林省でも農地に対するところの、第一種農地を緩和したと同じように、おそらく今後と

億一千万程度の人口で宅地が足りないから、宅地造成をして住宅供給を行なうんだという考えに立っておりですか。あるいは宅地は余っており、ただ、しかしどうも低層住宅は田園都市的な環境に逃げていくんだから、それに供給するんだという考え方に立っておりなのか。あるいは職住近接というような問題、これは非常に十何年前から私は言っておりまして、これは非常に、その傾向が非常に強くなっております。職住近接、こういうことで新しい考え方から宅地の造成を進める、建設大臣

今度大臣になってから新聞等に大きく発表されております。宅地が足りないから宅地を造成しようという考え方に立っておるのか。どこにその真意があるのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは少し御説明を

現象としてあらわれておるのは、宅地が現実には欲する人間の手に入りにくい。それが非常に高いということが、宅地問題の基本的な問題だと思えます。

ができるような価格において供給される部分がな
いから、宅地あるいは宅地可能のものはたくさん
あったにしても、現実には宅地需要者にとって
これはないと同じような結果になるところ

は、利用のしかたによつては宅地として十分にその効力を發揮し得べきものが、田中先生御指摘のように、この職住近接の問題からすれば、工場用地のようなものは、首都圏の中心部においては必

すしめがこぼれることな給ひ由りし。こゝになつてゐるにもかかわらず、依然としてそこにあるじゃないか。しかれば、これらのものを周辺都市に誘導することによって、そのところに高層住宅をやれば、相当面この解決ができるじゃないか。

しか
そを
や
ひ
た
し
て
お
お
に
こ
お
に
ま
う
な
い
と
い
ふ

が少ないということになるけれども、それをやればこの住宅問題が非常に大きく緩和されるということ、これは絶対的に足るとか足りないとかいふこと、これは単純数学的な表現は、これはむずかしいと思います。ただ、現実から申しますれば、先ほど冒頭に申し上げましたように、宅地を欲する人の手に容易に入らないから、そしてまた一面においては、宅地に投資することが預金その他するよりも有利であるから、仮需要が非常にふえておるといふこと等が交錯しておるのが、現在の宅地に対する国民の一つの関心事だと思ふ次第でございます。

そこで、私は何としても、その都市周辺においては、相当大量のしかも良質な経済的合理性に合った宅地を供給するということがこれは当面の問題である。地方においては、もう過疎現象で、どんどん、どんどん減っていることも事実でございますが、そういうことを考えまして、一面においてはこの宅地の値段というものから、土地が私は経済的な合理性を越えた一つの投機の対象になり、あるいは心理的に宅地を持ってさえおれば非常に得なんだ、売ったほうが損だ、こういうような一つの考え方が、宅地の絶対的量が相当あるにもかかわらず、これが需要者に入ってこないという原因にもなると思いますので、そういう意味からして、相当多量の宅地を供給する施策と同時に、宅地を売り惜しみすることによって得がないのだ、むしろこれは早く合理的に計画的に宅地化し、これを提供することが経済的にもいいことだというような環境をつくるのが、これは一つの政治として問題だと思います。やるべきだと思います。そういう観点からすれば、都市計画税とあるいは固定資産税等は、市街化区域あるいはまた市街化しなければならぬところについては、弾力的にこれを適用することによってそうした思惑が、それから当然供給さるべきものがそうした思惑によって阻害されていくのが防げる。こういう総合的なことをこれはやるべきだと、こう思うのでございます。したがって、田中先生から

いま指摘されたように、絶対的に多いと思うか、少ないかということについては、端的にお答えすることが困難でございます、いま申し上げたような形においてこれは解決しなければならぬと考えておる次第でございます。

○田中 君 宅地は余っておりますね、私の計数から見ると。ただ利用の方法——安易なものから出発してむずかしいものを避けている。宅地、私がい、あなたが答弁している宅地というものはむろん住宅宅地を考えていると思いますが、大体住宅を建てようという政策、いわゆる住宅政策というものは、一番大きな欠点としてあなたが言っているように、庶民が手に入れることのできないように宅地が高いのだ。だから安い宅地を供給すれば庶民の手に入るのだ、こういう見方をしておりますが、要求する側に対する行政指導というのは多角的なんです。私があげてみましょう。国家公務員の年間三万程度つくるのは大蔵省が建てているのです。百億近い年金の還元融資事業団がやっているのは、これは厚生省がやっている。労働省は労働者住宅に対する仕事をやっております。農林省はいま言っているような、まあ農家の改良住宅は別として、今度は農協を指導して農協住宅を始める。それから通産省は民間の住宅産業促進のために非常に熱を入れて研究をし、努力をしております。これだけ五つの住宅行政が、主管が建設大臣にあるということを忘れた形でもって、そういう形の住宅事業、住宅産業、住宅建設というものがなされている。そこにその原因というか、もたがある。そして、むろん機構からくるところの、原資からくるところのそれぞれの自分のパートをそれぞれ死守しております。建設省は何をやっているか。建設省は、国が出すあるいは財政投融资その他の問題の住宅行政をあずかっている。いわゆる公営住宅、住宅金融公庫、住宅公団。あるいは産業融資何とかというものがあります。したね、六十億か七十億の金。これも、厚生省が始めたものだから、さっそくそれに追隨して法律を出してこれをやっている。そうして、これまた

受付は全部多元的なんです。厚生年金の金は県に委任している。これは半額の融資でしたね、たしか。それぞれの立場でそれぞれの窓口がたくさんある。ここに、あなたがさっきいみじくも言っておった土地の仮需要、住宅をほしいというものの仮需要というものが相当数にのぼっておる。かつては住宅金融公庫あたりが募集すると、五百倍か千倍の申し込みがあったといつて喜んで、これだけ国民はわが金融公庫の融資に対しては求めているのだと言っている。これは全部仮需要なんです。きまるのは一つきりなんです。五百人応募しようが、きまるのはたった一人きりなんです。

一人の人にきまるといふこの融資、これに對して五百人が土地を買いあさるわけなんです。買うんじゃありません。買ひあさりなんです。完全なる仮需要なんです。土地の値段が上がるのはあたりまえなんです。これは政府が住宅行政の根幹としてどこかに一元的になるならば、すべての方針が一つになります。仮需要が相当減るのであります。必ず融資は受けられるということになれば、すべての者は手を引きますから、土地の仮需要によるところの暴騰はなくなるのです。これによって完全になくなるとは言いませんよ。しかし、政府が多元的な住宅政策を持つている限りこの傾向はますます強くなる。これは政府自身が行なっている問題です。住宅金融公庫を原資として住宅供給公社とか、地方都道府県が地方的公社というものをもつて窓口にして、市中銀行——大手の銀行は全部お断わりしましたけれども、小さいところでは住宅金融公庫の受付をやっております。手数料をもらるので業務の一つとして一生懸命やっております。信用金庫がやっております。農協がやっております。あらゆるところに窓口があつて、これは国民の住宅を求める方々の便宜のためにやっているのだからいいでしょうけれども、そのために仮需要がたいへんな数で比率が上ってくる。そこに宅地に対するところの価格の暴騰の一因が存在しないとお考えになるか。そういう事態もあるのだとお考えになっているか。それもひと

つ伺っておきたいのです。

そうして、もう建設省も建設大臣もひとつ住宅を放しなさい。あなたは相当力ある政治家と思って期待しております。しかし、このように多元的な住宅行政が行なわれているということになるとどうにもならない。国民は迷惑するのです。だから、さまなければあなたの手元に一手におさめなさい。そうして、そういう数々の異った方針、計画で、融資条件もみんな違うのです。それは違つた形でもってその原資を流しているという官僚的な張り主義は絶対にこれは避けなければならぬ。いまこそ日本の宅地政策、住宅政策の面から言つて一元化することは絶対に必要であります。したがつて、庶民の手に入らない宅地の高騰というものは、住宅供給という面において政府が多元的な住宅政策を持っているというところにも一因があるということをご反省しなければならぬ。もしもそれがどうしてもできなければ総理府に住宅庁でもおつくりなさい。日本の官僚のなわ張り主義というやつは、非常に強固であります。これから提案されるという本・四の架橋の問題にしてもなかなかかどうもわれわれ国民の目から見ると話にあらぬようなセクトを持っております。あんなものには建設大臣が一人でスポツとやればいい。架橋の対象にする住宅政策そのものが多岐多様にわたり何千何万という窓口を持って、おのおの異つた原資と異つた条件によつて国民にそれを提示しているところに大きな原因があるということをお考えになりませんか。これに対するところの、おれは考えてないよ、これはいいじゃないかというお考えなのか。なるほどこれはそうなつていればそのためにいろいろな悪循環があるのだから何とか考えようという考え方に立つか、その点明確にしてください。

宅地の問題についてはまだこれからたくさん質問がございますが、住宅行政の一元化というものにして、ひとつ信念を御披露していただきました

い。

○國務大臣(根本龍太郎君) たいへん鞭撻と激勵を受けましたけれども、田中先生御指摘のような観点から見れば、そういういろいろのマイナスの面があることも、私も事実だと思います。しかし、現実には一つの論理をもって一貫するということができなかったかなにかないのが、私は政治の問題だと思っております。それぞれの任務、機能、これを持っておるのを一つに全部まとめたならばそれでいいかというのと、またそこに一つの問題が出てくるといふふうに感ずるのでございます。実は、建設行政に關して、建築のみならず、いま、むしろ国土省を設けて、そうして全体の国土の総合的な高度利用、これをやるべきだという議論は、もうほとんど二十年來続いておりますけれども、現実にはこれはなかなかできないのと同じように、住宅政策についても、先生御指摘のような欠陥もありませんけれども、またそれをせざるを得ない実情もこれは無視できないと思ひます。そういう意味で、それぞれの機能をいかに総合的に一元化するかというところが問題であつて、官庁を一つにすることとそれが満足させるといふことは、必ずその問題が残るんじゃないかと思ひます。必ずその問題は、これに直接關係することじゃないことを申し上げてはなはだ恐縮でございします。が、実は鳩山内閣の当時、経済安定本部の機能を、あれではいけない、経済企画庁で総合的な国の経済政策を一体化しよう。しかもこれには官僚行政の弊を避けるためにということで、わざわざ民間人として、當時は国会議員にあらざる高橋達之助さんを起用して、そうして大いにやつてほしい。高橋先生も、よしひとつやつてやろうというところでやつていただきましたが、やつてみたところが、結局各省からみんなそれぞれの選手が派遣されてどうにもならなかった。そこで高橋さんはとても民間のようになつていかぬ、そこでその後経済企画庁長官に、これは鳩山内閣ではなくて岸内閣のときに、當時実力者と自他ともに許された河野一郎さんを持つていつてゐるんです。ところがこれも手

をあげちゃつた。やっぱりこれは一つの機構だけではできないという経験を、われわれはしておるのでございます。したがひまして、官庁を一つにしたというところだけでいくというところは、なかなかむずかしい問題でございしますが、しかし、田中先生御指摘のように、住宅政策について窓口並びにその実施官庁が非常に多元的で、その間若干の連絡はしているだらうけれども、いまの状況では満足すべきでない状況であることは事実でございします。十分、その点を配慮いたしまして、關係省庁と協力して住宅政策の一貫の実施に当たりたいと思ふ次第であります。

○田中一君 多元的であるから仮需要が多い、だから地価が上がるのだというのに対しては、どういう認識を持っておりますか。

○國務大臣(根本龍太郎君) そういう傾向は多分にあると思ひます。

○田中一君 建設大臣は、いま道路行政は一手に握つておられます。そうして高速道路、あるいは地方道、市町村道も全部一元的に握つておるんです。これは間違ひございせん。河川行政もそれぞれの一切の問題を握つておられます。住宅行政は、けなげ握れないのか、一番求めているものは、国民がじかに自分が住むんですから一番求めている。道路や河川は、これは公共施設と見ていいから、それを平等に利用することによって満足いたします。しかし、住宅は自分の生命線のわけですから、これがどうして多岐におかるような行政になつたかと申しますと、これはここにおる大ぜいの官僚諸君です。官僚諸君がもつと国民に向かつてやろうという気持ちになれば、非常に鳩山内閣以来、安保の當時から非常に苦しんだということもまた解消されるわけなんです。住宅行政に携わつてゐる者がたいしてゐるんじゃないのです。各省にわたつてもそれぞれ原資を持つておる。しかし、これは、世界の住宅行政、世界の国々の住宅行政はそんなものではないんです。日本だけの特殊な存在なんです。もつとも、昨年アメリカへ行つてみると、アメリカでは役人になるなんて、

これは能がなくて力がないから役人になるんだと言つておりました。われわれはもうアメリカじゃ自分の力があつて、給料たくさんもらへる者はほとんど産業界に出て自分の腕一本で働けるんだ。賃金が高い。役人というのは仲間でも一番劣等生になるんだとあります。そうした日本の官僚というエリートの中で、やっぱりこれは明治初年いわゆる維新革命以來培われた官僚組織というもの、あなたの力をしても抜けなかつたというものは、これはもう当然だと思ふんです。この諸君が非常に住宅行政というのに對する関心を持つたならば、自分自身がやっぱり住宅をほしいという需要者なんです。まあ、今度は三十年つとめてやめたつて、一千万程度の金をもらつて、宅地と住宅、自分の老後の家は持たないというのがここにおられる將來次官になるような方々のなげきでありますから、その心に触れれば、住宅行政ぐらゐは一つになつてやるといふようなかまへ方が出るんではないかと思ふんです。この点はひとつ、大津留君は住宅局長だから、大津留君あたりから主唱して、そういう呼びかけをしただらうですか。

○政府委員(大津留温君) 私もいづゆる官僚の一人でございます。非常に先ほどから先生の御指摘を身を小さくして拝聴しておたわけでございます。おっしゃる通りに、住宅を求める国民の立場からいいますと、役所がいたずらになお張り合ひを争ひまして、そのためにいろいろ手續がめんどろだ。窓口があちこちになるといふようなことは、ほんとうにこれは避けなければならぬことだと自戒しておるようなわけでございます。先生御承知のように、やはり住宅に投ぜられる資金の資金ソースはいろいろございしますから、そういう關係、また先生も御指摘になりましたように、道路とか河川と住宅はいささかやはり性格が異なりますので、そういう關係でなかなかこの一元化といふことはむずかしい問題でございします。しかしながら、國の行ないます政策でございしますから、大臣が申しましたように統一ある計画のもとに、

それぞれ調整をはかりながら進めてまいりたい、こういうふうにお考えをしております。

○田中一君 それ以上大津留君には期待しませんが、ただこの際、もうだんだん時間がなくなつてくるんで伺つておきますが、農民の自分の農地に對する考え方がこれから変貌すると思ふんです。先ほど遠藤君が言つてゐる通りに、ますますあらゆる農業、これはもう建設大臣も言つておりました、あらゆる技術の開発その他もつてだんだんこれは増産される傾向だと。そうすると、その傾向が顕著になればなるほど農民は他に転職をしやうと、転換しようという考えを持つわけなんです。したがつて、かつての父祖伝来の土地というやうな感覚が、ことにいまの若い層にはなくなつてくるんじゃないか。土地とはなんだ。土地とは、なるほど私有財産には違ひございせん。しかし一面、土地はわが国民族共有の領土であることは間違ひないのです。したがつて、わが國の領土、民族の領土、これに對して最高なる國土計画というものを政府は持つべき義務がある。むろん憲法二十九条にあるように、土地が私有財産だといふ定義はなくとも、利用の面のみ限定したといふ考え方を私は持つとするならば、もうこの際、土地が投機的に扱われない——土地が正常な形で民族の最高機關である國家、そうしてこれを行政的に主管してゐるところの政府が、土地に對する利用の分配等はつきりきめる。したがつて、もはや日本の土地は領土として國有に移すべきであるといふ考えを、過去二十年來ずっと私は持ち続けておりました。そのことをおりに触れて訴えております。党内でも私は訴えております。こういう日本の土地は民族の共有の領土であるといふ考え方を持つてゐる國々はどこにあるのかといつて、四十数カ國の憲法を調べてみました。これはもう共產國等は當然であつて憲法には何もきめてない。當然であるから何もきめてないです。現在には國有です。この土地が私有財産として、最近の例を見ましても、公共用地として憲法二十九条によるところの國民の基地のために使つたといつて収用する

場合には、常に問題になっているのは第三国人が所有している土地であります。世界で日本ぐらい領土を切り売りしている国はないのであります。むろんこれは日本国内から持ち去ることはできません。日本の領土の中にある土地でありますから、日本の憲法に服するのは当然であります。フィリピンですら戦後、もう土地は外人に持たせないということを宣言しております。私は二十六年にフィリピンを訪問したときに、はつきりと大統領はいろんな話の末に言っております。日本はもう開放地区だそうであります。土地がやたらに第三国人の手に移る。そうすると、ことがわかっていくまいが、自分に不利なことは全部拒否して公共事業をおくらしているというこの事実というものを、あなたも御存じのはずです。全日本的なものです。どの地区でもそうです。したがって、もうこの段階で農民が農地に執着する、父祖伝来の土地だといってこれに対しては最後まで抵抗する。抵抗するのは何かといえども、抵抗すれば金が第三国人並みにふえるからであります。第一の問題として、土地の国有について、もう真剣に国土保全の利用の一番強い関係を持つところの建設大臣は、その方向で検討する意思はないかどうか。かつて予算委員会だ何だかでもって総理にべん聞いたことがあります。まだその段階じゃないと言われた。しかしあなたは違う。あなたは若くして満州国に渡り、満州革命に参加し、新しい国家をつくっているんだ。ここであなたの一つのいろんなものを具現しようとして、事成就すしてお帰りになった方です。非常にあなた自身の持っているものは別の感覚を持っていると思えます。だから、この際ひとつ建設大臣として、それをいまここでどうする、こうすると言えぬでしようが、その方向の検討は当然すべきである。直接ある問題は、国土を、あらゆる面をあなたが主管している立場から、国土保全の義務がある。第三国人に対するところの所有権等だけでは何らかの立法措置をとるといふような考え方に方向づけられないかどうか。むろんアメリカは安保

条約によって所有はしておりますけれども、日本の国土全般はアメリカの軍事活動ができるのだというところになっておりますから、これはむろん私はいち早く撤退してほしめないのでありますが、これはあなたには答弁を求めません。しかし、アメリカを含める第三国人がこれからどしどしと資本の自由化等によって日本に攻め寄せてまいります。その場合にそういうことが野方図に行なわれな迷惑をする。そうして公共事業等の執行に障害を与えられますから、この点についての所見を伺っておきます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 土地国有制度を実現すべきである、これに対する私の所見を問われたのであります。これは現行の憲法上も、それはいままでの国民の長い土地に対する所有欲、こういうものからして、にわかに法律をもって国有に全部取り上げるといふことは、これは非常にむずかしいことだと思ひます。ただし、土地と

きただけ機会を得て、国有並びに公有地をふやすべきだということについては、私は全く賛成です。私もその意味において土地基金制度を活用して、今度の農地転用等においても、できるだけ公有地をふやすべきだ。それから国の持つべき公有地は原則として民間に払い下げるべきではないという私は考えを持っております。その点では田中先生と全く同じであります。これを今度現在の土地全部を国有にするということ、これはちよっと現在の段階では私は行なうことが不可能であり、それをやることによって起こるころの摩擦のほうが大いではないかと考える次第でございます。

○田中一君 土地の国有の問題については、新しく所有権というものを置きかえて利用権というものを与えればいいのです。土地は日本の領土であるから領土としてこれは文句ないのであります。国民みんな納得します。地上権という価値に、所有権という価値に見合う利用権を与えればいいのであります。これは教育の問題であります。觀念の問題であります。そこまでの民族的な意識を持たなければ、いまのような現象が起こるのです。したがって第三国人が、あなたも言っているように外国との協定があるとか、外国と相互取引ですね、結局、あるとか言うけれども、日本がそういう制度をきめても一向差しつかえない、住むこともできれば、土地を利用して生産活動もできるのでありますから。ことに国有はできない、公有ならいいと、これはヨーロッパの国々が全部都市国家なんです。都市が中心になって発達した国々なんです。都市国家以外の農地、農民というものは奴隷なんです。エリートは市民なんです。これはもう西洋史を読んでもそういうことは随所に出ております。だからいわゆる公有というのは行なわれておるのでありますけれども、これはやはり国有に違ひないのです。フランス革命史を読んでも、その点は如実にどこにも出てきます。私の言っているのは、国が買えというのじゃなくして、利用権というものを新しく所有権というものに変えて置くならば、現在と同じような土地に対する対価、土地に対する評価、土地に対する価値というものを置きかえれば決して国民は反対しない。そこまでのいかなければ、口には民主主義を唱えながら非常に大きな間違いをおかして

たがいます。今後、地方自治体なり国が、で

たがいます。今後、地方自治体なり国が、で

たがいます。今後、地方自治体なり国が、で

たがいます。今後、地方自治体なり国が、で

おるのだ、日本は土地の国有を宣言する、諸外国がこれに対して反対するか。同じように利用権というものをそれぞれの所有者に与えるならば何も反対するものじやございせん。問題はわれわれが伝統的に持つておるところの維新革命以来の郷愁で、ノスタルジアですよ。これはいまのような農地に対する、農民の所有権に対するところの郷愁がなくなる時期、なくなるかとする時期、この時期こそ一番正しい機会ではなからうかと思うのです。これはむろん、われわれの党内でもいろいろ論議をいたしましたけれども、どうも私の意見が通らなかつたのです。これは保守も革新もございせん。国民のしあわせのためにはしなければならぬ問題なんです。こういう点について、ここで結論というか、御答弁は得られませんかけれども、十分に考えられんことを希望します。

それから、あと住宅産業についての建築材料の問題についてちょっと伺いたいんです。これは山下化学工業局長、どこかの委員会に出るそうでありまして、何とおきまします、規格材料としてJISをお持ちです。農林省はJASを持っておりまして、そこで、そういう材料が、国が法律によつてこれを規格品としてきめておりながら、この製造を各メーカーがしておらないで、規格外の品物をつくつて自由販売できるという、この盲点を何とかならないものであらうかということなんです。規格検定はございせん。しかしそのメーカーがそれをつくらない。つくらないで規格外の品物をつくつてそれが流通している。あるいは格づけがはずれたものが自由に横行しているのです。これは農林省関係の合板にもありますし、また通産省関係の各部品も数々あります。このJIS、JASに対する一つの考え方を説明しておいていただきたい。記録に残しておきたいのです、これは。

○政府委員(山下英明君) 工業製品の規格につきましては、できるだけ合理的な規格のものををつくつてもらうという法律の趣旨でございまして、規格をきめてそれを公示しまして、それから

もう一つ、その規格を使う人にはJISマークをつけてよろしいという法律の構成になっております。工業製品の規格一般に法律的な強制力はございせんので、いま御指摘の一端にありました隔靴掻痒の感はございせん。住宅産業関係の規格につきましても、現在建設省とも協議して、五年計画で完備していきたいという過程にございせん。

○田中一君 農林省だれか答弁する者はいないか。

○説明員(岡安誠君) 直接の担当ではございせんけれども申し上げますが、JASにつきましてもJISと同じような形でもって指導いたしておりますが、特に木材、合板等につきましては、従来の慣行等がございまして、なかなかJAS規格というものが守られないといひますか、規格外品が出回るといふ事態がたゞさんございせん。私も需要に見合つたといひますか、需要がだんだん規格化されていく方向に沿ひまして、JASの順守といひますか、そのほうは指導してやつていきたい、かように思つております。

○田中一君 まだあるのですが、次の機会に譲りますが、住宅産業に関する通産省の現在まで行なつて行政で、これはひとつ詳しく何か刷りもので委員会に出していただきたいと思つております。それからJISの問題についても、事実、格づけをして、それをメーカーがつくらないといふ品物もあるのです。そういうものがどういふものなのか、一般のわれわれ国民が——住宅関係についてだけ言ひます、国民が常に触れておるものであつて、規格外品だけが使用されておるといふものがあります。そういうものを間違ひないよう国民に知らしめるために、ひとつ資料を次の委員会に出していただきたい。

それから農林省関係もひとつ伝えていただきましたが、まだまだ毒ガスを出すような製品が見受けられますが、この品物の防害に対する傾向としてどういふ方向にいくかという点も、何か書類でひとつ委員会にもお出し願ひたいと思ひます。そうして、かまいませんからどの品物がどうだと書いて

も差しつかえありません。悪用も善用もいたしませんから、国民に知らせなければならぬ、そういう意味でひとつお出し願ひたいと思ひます。あとの質問は次回に譲ります。

○委員長(大和与一君) 承知いたしました。午前中の質疑は、以上で終わります。再開は十二時五十分。

午後一時一分開会

○委員長(大和与一君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、調査を議題として質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○宮崎正義君 今六十三国会における建設行政の基本施策に関する大臣の所信表明を拝見いたしました。大臣のおっしゃる、「急速な経済成長と対比して社会資本の立ちおくれは、諸般の問題を惹起しており、社会資本の大幅な整備拡充は、いまや最重要かつ緊迫した国民的課題となつております。」云々といひまして、「新しい時代の要請を的確に把握し、周到な準備のもとに、従来の觀念を脱却した新たな方策を打ち出すことも必要である」と考えます。大臣はこうおっしゃつておられますけれども、「従来の觀念を脱却した」といふことについて、この大臣の期せられた施策方針といふものが相当この中に含まれておるのじやないかという面と、「新たな方策を打ち出すことも必要である」といふことの二つのことについて、大臣の所信を伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように、現在経済社会の急速な発展に伴ひまして、国土の利用の状況が非常に従来と著しく変わつてまいりました。地方においては非常にスピードの過疎現象とか、都市におきましては非常に産業人口の集中があり、これに伴ひまして御承知のような公害が

たいへん著しくなり、都会に住んでおることが、従来は文化的なかつ豊かな生活を保障されておつたのが、逆に人間生活そのものがだいたい阻害されてきている、こういう状況に對処して、われわれ建設行政をやらなければならぬ、こう思う次第でございせん。そういう観点からすると、これは非常に多くの資金が要するのでございせん。これを全部公的資金、端的に申し上げますならば、国民からいただいた税金でこれを全部解決するといふことは、とうてい不可能であるのみならず、時間的にも非常にこれはおくれれると思われのでございせん。

そこで私は、国民の経済がこれほど伸びて、特に民間の企業が創造力あるいは資金的な面においても相当充実してまいりましたので、社会資本の充実を従来は税金だけでやるという考えが強かつたのを、むしろ民間の資金を活用あるいは民間の創造力をこの社会資本の立ちおくれに参加していただくといふことが、まず第一点でございせん。

これは具体的に申し上げますれば、道路、道路につきましては近頃また御審議願ひことになつておる地方道路公社法等をつくりまして、地方自治体が民間資金を活用することによって相当大幅な道路改造をやつていただいて、その資金を有料道路とすることによって調達できる道を聞くといふことも一つでございせん。

それからまた、住宅政策等において、これは公的資金のほか農民の方々によるみずからの手で土地の区画整理等をしていただいて、農林資金をもつて賃貸あるいは分譲住宅をつくることに参加していただく、これに對して政府がいろいろの助成、誘導するといふことも一つでございせん。

それからもう一つは、従来、都市計画税並びに固定資産税の制度がありましたけれども、これの弾力的な運営が必ずしも適切に行なわれていない。そのために山林や農地を財産造成のために売り惜しみするといふことがむしろ普通の状況になつて、そのために、少数のそうした人は利益を

受けるけれども、多数の人々が恩恵にあげられない。むしろそうした社会資本の立ちおくれを助長して、おそれるから、これらの弾力的な運営を関係各省で大いに協力してやるべきだ。あるいはまた、従来は公共用地取得にあたりまして、ほとんど原則として土地収用権は発動してない、話し合いでやっていく。これもけっこうなことではございませうが、そのためにごね得というものがかなり出てきておる。そうして政府が予算をつけて公共事業を進めれば進めるほど土地の付加価値を高めて、そうして国家が投資したことが国家に戻ってこない。そうして次に公共事業の中で占める補償並びに用地費が非常に高くなっている。こういうことではいけませんので、国民全体の御理解のもとに土地収用法等をもっと積極的に活用していくというふうな諸般の方法を、従来あまりとられてないことも大いにやるべきじゃないか、こういうことを一応内容とするものでございます。

○宮崎正義君 いま大臣のお話のありましたことは、就任をされたときのお話、それから新年の初頭にあたりましての談話、また最近におきます大学教授等の対談等で、大臣のいまおっしゃったことは私も知っております。したがって、これからは私どもはどういうふうな具現をしていくか、実施をしていくか、これが何よりも肝心なこととであります。

そこで、いま回答をしていただきました、国民経済が伸びているというお話もございましたけれども、総生産の面では世界第二位とも言われます。また個人の所得からいけば世界の二十一位と言われている。こういう面から高度経済成長の陰にこうした状態が出ておるわけです。決して、私はその国民経済ひとりがかうだというふうな伸びはない、こういうふうに思いますが、こういう点から考えまして、民間依存というふうな点もこれはいささか考えるべきじゃないか。こういうふうに思うわけですが、この点について御所見を伺っておきたいと思っております。

○國務大臣(根本龍太郎君) 国民総生産と個人当

たりの所得との問題であります。これは議論すればいろいろの見方がございます。御承知のようは、人口が非常に少なく、非常な資源の恵まれているところでは、非常に算術計算すれば多いことになりまして、たいていそういうところは土侯とか特殊の人間が絶対的な富を持って、大部分の者は貧困である、こういう国もございませう。それから、人口一千万以上の国民について見た場合、あるいは五千万以上をとって見た場合において、いろいろ順位が違わけてございませうが、これはさておきまして、いま御指摘になりましたことは、民間の力に依存するというものであっても、現在は国民所得一人当たりから見れば必ずしも上昇していない。生活においてかなりきびしい状況下にある。それなのににもかかわらず、民間資金を活用するということは少し考慮すべきじゃないか、こういう御議論でございませうけれども、私は民間資金活用というものは、平均的にサラリーマンからもそういうお金を出して協力していただきたいというふうなことではないわけですから、たとえば、具体的に地方道路公社等をつくるという構想が、現在非常に経過地点における都市において道路事業が非常に多くなっております。たとえば具体的に言えば、埼玉、群馬、あるいは神奈川県とか静岡県、こういうところの道路は、その県内のドライバーや輸送機関によってやられるよりも、遠くからくる人がどっと来て、そのために非常に道路が梗塞状況になっておる。それを従来の道路政策でいきま

ていける、こういうようなことは私は可能だと思ふのでございませう。

まず第一に都市問題を大臣も取り上げておられます。この点から伺ってまいりたいと思ひます。申し上げるまでもなく、六〇年代は大体論議と計画に明け暮れたような感じを私は持つわけですが、そこで、有効的な政策のほとんど実行されてきてなかったようにも考えられる。その結果は、建設白書においても政府みづから認めているように、大都市周辺では市街地が無秩序に広がっていき、工場、事業所、住居等が混雑した密集市街地が形成される。また既成市街地では、不良住宅が密集したスラム街が至るところにできてきている。さらにそれに加えて、それらの問題等で日照権問題やプライバシーの侵害といったような社会問題を引き起こしている面もある。都市における生活環境はますます私は悪化してきている、このようにも思うわけでありませう。

金活用というものは、平均的にサラリーマンからもそういうお金を出して協力していただきたいというふうなことではないわけですから、たとえば、具体的に地方道路公社等をつくるという構想が、現在非常に経過地点における都市において道路事業が非常に多くなっております。たとえば具体的に言えば、埼玉、群馬、あるいは神奈川県とか静岡県、こういうところの道路は、その県内のドライバーや輸送機関によってやられるよりも、遠くからくる人がどっと来て、そのために非常に道路が梗塞状況になっておる。それを従来の道路政策でいきま

最近では総評自身においても住宅問題を取り上げている。こういうことになりませうれば、この面からこの方法がとられる。それからもう一つは、サラリーマンの中級以上になりますというところ、非常に持ち家を要望してきておる。ところが現在の状況ではなかなかかむずかしいんですけれども、住宅ローンに対して住宅金融保険制度が、これが相当強化されてまいりました。一般市中銀行も相当程度安心して相当の金融ができる。こういうことになりませうれば、その方面における余裕が、今度は政府公的資金によるところの住宅は低所得者あるいは非常に都市で困っている人たちに重点的にゆける、こういうようなことが、まあよくうすればいろいろあるだろうと思ひます。そういう意味において、私は宮崎さんが御心配になつておられることは一般的に言えることでありますけれども、その間においてもまだまだ活用すべき面があるのではないかと、こう考えておる次第でございませう。

先ほど大臣からお話がありましたように、公害問題も、大気の汚染とかあるいは水質の汚濁とか、騒音、地盤沈下、交通の渋滞とか、あるいはまた交通戦争とも言われております通勤難、あるいは住宅難等の都市公害が市民生活を非常にむしばんでいっている。この状態をずっと考えますと、何となく破壊へと導かれていくような感じがする。特に都市の過密は公園、緑地の総合的な減少を非常に招いてきている。さらには子供の遊び場を奪っていつている。「ごんちんち奥さん」というテレビの番組がありますが、きょうもその遊び場のこと等問題が出ておったようでありませう。昔は表に出ていっても、まりつきもまたまりはうりもできた。いまは自分のうちの中になければならぬ。こういうようなことを考えてみますと、あすの日本になつていく青少年の体力や運動能力、これがスポーツがあるから低下しないだろうという面もあると思ひますけれども、全体的には「もやしっ子」と言われるようなことばでありますけれども、肥満児が生じてきたり、あるいはまた痛ましい児童の交通事故がどんどん激増している。また、悪化の結果、青少年犯罪が見られるように、不良化の結果、青少年犯罪が

ていける、こういうようなことは私は可能だと思ふのでございませう。

最近では総評自身においても住宅問題を取り上げている。こういうことになりませうれば、この面からこの方法がとられる。それからもう一つは、サラリーマンの中級以上になりますというところ、非常に持ち家を要望してきておる。ところが現在の状況ではなかなかかむずかしいんですけれども、住宅ローンに対して住宅金融保険制度が、これが相当強化されてまいりました。一般市中銀行も相当程度安心して相当の金融ができる。こういうことになりませうれば、その方面における余裕が、今度は政府公的資金によるところの住宅は低所得者あるいは非常に都市で困っている人たちに重点的にゆける、こういうようなことが、まあよくうすればいろいろあるだろうと思ひます。そういう意味において、私は宮崎さんが御心配になつておられることは一般的に言えることでありますけれども、その間においてもまだまだ活用すべき面があるのではないかと、こう考えておる次第でございませう。

先ほど大臣からお話がありましたように、公害問題も、大気の汚染とかあるいは水質の汚濁とか、騒音、地盤沈下、交通の渋滞とか、あるいはまた交通戦争とも言われております通勤難、あるいは住宅難等の都市公害が市民生活を非常にむしばんでいっている。この状態をずっと考えますと、何となく破壊へと導かれていくような感じがする。特に都市の過密は公園、緑地の総合的な減少を非常に招いてきている。さらには子供の遊び場を奪っていつている。「ごんちんち奥さん」というテレビの番組がありますが、きょうもその遊び場のこと等問題が出ておったようでありませう。昔は表に出ていっても、まりつきもまたまりはうりもできた。いまは自分のうちの中になければならぬ。こういうようなことを考えてみますと、あすの日本になつていく青少年の体力や運動能力、これがスポーツがあるから低下しないだろうという面もあると思ひますけれども、全体的には「もやしっ子」と言われるようなことばでありますけれども、肥満児が生じてきたり、あるいはまた痛ましい児童の交通事故がどんどん激増している。また、悪化の結果、青少年犯罪が見られるように、不良化の結果、青少年犯罪が

これはもうますますふえていつてゐる。こうして考へてみますと、日本民族の将来というものは、これは容易なことじゃない。これらの発生を見て、都市問題の解決が私は七〇年に入るから、日本の形成する緊迫の問題だと言わなければならぬと思つてゐます。大臣の所信表明にも、昨年の六月実施された新都市計画法に基づき、全国各都市で市街化区域の設定と都市計画の策定が進んでおると、こう言われておるわけでありすが、じやどのやうなことが今日において実施されてゐるのか、こゝういふ現況下の中にあつてどういふ実施面を今日までやってきたか、それからそれに対する将来の考え方、見直し、その具体的な計画、そういうものを知らしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) いま宮崎さん御指摘のとおり、都市の生活関係あるいは経済の生産関係など非常にデメリットになつてきてゐるという状況でございます。これに対してどういふふうな措置を講ずべきであり、また講じてきたかという事を言われておるわけでありすが、これは総体的に申し上げまして、単に過密になつておる都市そのものを再開発するだけでは、これは實際上非常に経済的に見ても非効率であり、かつこれを阻止することはほとんど不可能なやうな状況になつてきてゐる、こゝう判断せざるを得ないと思つてゐるわけでありすが、したがひまして、この問題を基本的に解決するためには、まず第一に全国の国土並びに資源をどう活用するかという前に前提条件を置かなければならぬと思つてゐるわけでございます。その意味において、いわゆる新全総、これを改定をしたといふことでございます。従来、わが国におきましては、いわゆる近代経済学者といふか、数量経済学者の諸君の見通し、あるいはまた都市工学を専門にしておる諸君の見解は、現在は都市化の時代である。好むと好まざるにかかわらず、これは都市に人口が集中的に集まつてきてゐる、地方はだんだんと過疎化していくといふことは、日本のみならず世界の趨勢である、その観点

に立つて諸般の政策をやるべきだというのが、従来わが国で非常に支配的であつたわけでありすが、そのところから出てきたのがいわゆる太平洋メガロポリスとか、あるいは瀬戸内海、東海道ベルト構想とかといふことが、いかにもこれが日本の国土開発の一つのきめ手のごとく言われてきたのでありますが、それは経済の自然のままに放置した場合といふことの未来に対する展望だけでありまして、そこに政策的な意欲あるいは人間幸福感といふ面から見て必ずしも妥当でない。そこで、全国総合開発計画を再検討して、むしろ日本のやうに四面海に囲まれて、立地条件もそれほど多く変わつていないところは、むしろ社会資本を合理的に投資することによつて過密過疎が相当緩和されるのみならず、国土並びに資源全体を総合的に活用でき、それによつて人間の幸福もさらによく確保されるであらうといふところで新全総をつくつたわけでございます。この新全総をつくる

と同時に、いま御指摘のやうに、新都市計画法あるいは都市再開発法といふやうな立法的措置を講じて、これによつていま先生御指摘のやうな問題を総合的にこれは取り組もうといふのが、今日の姿勢でございます。したがひまして、ほんの現実においては端緒についたといふことが實際でございます。したがひまして、今後こそこの問題に意欲的にこれは取り組まなければならぬし、また国民の合意を得て、国民もまたそうしたもの、また日本の未来に希望を持つやうに協力してもらわなければならぬと思つてゐるわけでございます。具体的な点は一つ一つ御質問があるやうでございますから、それに対応して御説明申し上げたいと存じます。

○宮崎正義君 いま大臣が言われましたやうに、新全総の計画では、大体昭和六十年には日本列島の全体が都市社会に変わつていく、そして全人口の八割が都市に住んでいくやうになる。そして市街地面積は現在の二倍の九十四万ヘクタールとなるやうな予想をされてゐるということも伺つております。そこでいま新たに成立した都市再開発法

に基づいて積極的な高度利用地区を設定するといふやうに、指定するとか言われておりますけれども、その高度利用地区の指定地をどういふやうにあげてゐるか、この点を少し詳細に聞きたいと思ひます。

○政府委員(竹内藤男君) 高度利用地区は、次のやうな地区を対象にしてできる限り積極的に指定する方針でございます。その一つは、重要な商業地、業務地または高密度の住宅地として高度に土地利用をはかるべき地区で、現在土地利用が著しく低い地区。二番目といたしましては、市街地再開発事業や街路の整備等に關連して市街地の改造を行なう事業が計画されてゐる地区。三番目といたしましては、土地の細分化や公共施設の不備等のために土地利用状況が著しく不健全な地区で、都市環境の改善上または災害の防止上土地の高度利用をはかるべき地区。こゝういふやうな地区を指定する方針でございます。一切の指定にあたりましては、この規制内容が最低限を押えるといふきびしい規制でございます。住民の権利に重大な影響を与えるといふ点も考えまして、再開発実施の可能性が相当あるところ、あるいは建築の不燃化といふことが相当進んでゐるやうな地区につきまして、全体計画を立てた上で、こゝういふ実施の見通しに基づいて段階的な指定も行なつていきたいといふやうに考へておるわけでございます。

○宮崎正義君 ですからいま段階的に考へられてゐる内容を少し伺ひたいのです。

○政府委員(竹内藤男君) 現在高度利用地区をわけようといはしておられますのは、今年度再開発事業を行ないます小樽、桑名、大阪の阿倍野、宝塚といったやうなところにつきまして高度利用地区の指定をいたしませんと、再開発事業はできないといふ面もございまして、これにつきまして高度利用の地区を指定をいたそうとしております。それから、東京その他の都市につきましては、全体計画の構想をいま練つてゐる段階でございます。

○宮崎正義君 この高度利用地区の名前がいま幾つかあがりましたけれども、それぞれの土地に相当な問題がかもされてゐるから、この地区を指定されてゐるわけでありすが、さうした中でも、また地域の住民の方々に個々の相当な問題があつて、非常に困難なことが予想されてまいります。こゝういふ点も踏まえてのことだと思つてゐるわけですが、いづれにいたしましても、大臣の言われたとおり、この新しい都市開発法のいき方、これの具現化といひますか、それらを、今年のうちの実績を私は期待しておりますけれども、いづれにしましても、これらに触れていきますには、地方の公共団体及び市街地再開発組合等による市街地の計画的な再開発の具体的なことが当然出てこなければならぬ。それらについて、もうちよつと、たとえば小樽とかいふやうなことに付いて、どんなふうに進められていくやうなことを考へて、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど申し上げましたやうに、四十四年度は四地区事業に着手するといふことでございまして、四十五年度の予算におきましては、公共団体施行といたしまして新たに十地区を取り上げております。それから、それらが公共団体施行でございますが、市街地再開発組合施行によるものを九地区取り上げてゐるわけでございます。

で、今年度の小樽以下の四地区につきましては、都市計画審議会で高度利用地区並びに再開発事業の都市計画の審議を、小樽につきましては済みまして、決定告示を本年の二月に行なつたはずでございます。それから桑名につきましても同様、本年の二月下旬に決定告示を行なつたはずでございます。宝塚につきましては、二月下旬に都市計画審議会をいたしまして、本年の三月に決定告示をいたすといふ段階になつております。

これで都市計画がきまりますと、これに基づいて事業決定がなされ、そして本格的な事業に着手する、こゝういふ段階になつてくると思ひます。

○宮崎正義君 先ほど大臣の言われた新全総の開発については、大臣も四回も五回も改定要求をさ

れながら今日の形勢をつくつていかれたというふうにも聞いております。そういう面から考えまして、都市過密と都市過大問題、これらについて大臣の考え方、これを伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 東京は御承知のように世界一の人口を擁してありますけれども、都市学者その他海外の人から言わせれば、これは都市じゃないと、巨大なるいなかであるとの臨評も受けたのです。実は都市機能を充足するための条件が非常に悪い状況でございます。たとえば地下鉄にいたしましても、ようやくこのころ少し出てきましたけれども、しかしこれを地下鉄で通勤の人々を十分に輸送するようにすると巨

大な金がかかります。現在一キロ五十億ちよつと、五十億をこすということになりますと、これは経済的な観点からも非常に非効率でございます。それからまた通勤の路面電車をつくるにしても一キロたしか十六億くらいかかる、これに今度は下水その他のものをやりますという、いわゆるシビルミニマムとかいって都市最小の機能を満足させるためにもたいへんな金がかかる。しかも依然として公害の除去はできない。こういうことになりますれば、むしろそれらの金を使うつもりで首都圏の適当なる場所に、それに該当するくらいの投資をすれば、よりよき環境がより広範に機能するものができるというふうに考えられるわけでございます。したがって、もちろん東京都心が当面しているいろいろの矛盾を解決することも必要であります。一方においてはさらにこれに集中することを防いで、そうしてバランスのとれた地域開発をするということになりますれば、やはり首都圏内の適当なところにそれとそれ相当の都市機能を充足したところの新たな拠点をつくるというこのほうが、全体としてこれは効率的であり、人間の生活の安定もできる、こういうふう

に思われまして、宮崎先生も御承知のように、実は首都圏内に大体三つか四つの拠点をつくつて、そこに国家資金と地方自治体あるいは産業方面の協力を得て、一つの核的な都市構造をつくつていく

ということ、いまその検討をいたしておる段階でございます。

○宮崎正義君 お話しの過密化の進展に伴って大都市の対策課題の方針がいま大臣の話の中にちよつとかがえりましたのですが、多角分散型といひますか、それらの構想等も伺つておりますけれども、結局東京圏という一つの圏の課題、あるいはそれをさらに関東圏とかあるいはブロックをさらに日本全体を八つくらいに分けての関西圏だとかあるいは中国圏だとかいったような、九州とか、そういった一つの大きな多角分散型を将来見込まれるのかどうか、この点伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 現在大体三つ——何と申しますか、たとえば首都圏、中部圏あるいは近畿圏といふものができておりますが、それだけではこれとてもできるものじゃないと思ひます。むしろ現在の過疎、過密の問題を解決しつつ水資源あるいはまた人間生活環境の合理化という点からいひますれば、もっと細分して核都市を育てていかなければならぬ。これが建設省で主唱しておるところの広域生活圏の構想がそこから実は出てきておるところでございます。九州等においてもまた大体その県庁所在地やそれに次ぐ程度の核都市に都市機能を持たせつつ、それに連結するところの、近隣するところの農村、漁村をも含めてこれに道路網をつくつていく。さらにその核都市には工業団地なり、そうしたものが立地し、かつまた学校教育機関等といったようなものがここに立地するということになりますれば、これは相

当の範囲にわたつて産業と文化がバランスのとれた形でそこに立地することになりますれば、他の産業も、それから人口もそこに定着するということになるんです。現在の都市に過密現象が起るのは、経済的理由のほかに、相当私は文化的な欲求の充足がないために非常に都市集中が行なわれる傾向があると思うのです。特に、生活水準が高くなればなるほど、そういう傾向が強くなる。そういう観点からしますれば、首都圏とか近畿圏と

か中部圏だけできて、これで都市問題が解決したとはとうていいいえないのであつて、もつときめのことまかな都市機能を地方に持たせ、それと農村、漁村と結びつけるということが私は、先生が先ほど指摘された、七〇年代あるいは二十一世紀に対する現代の課題ではなからうかと考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 私の申し上げたのは、お話のありましたように、首都圏といふ大きな圏をやっていくという構想をさらに縮めていって、中央集権というような形を考えていきますと、下のほうから、いま大臣も言われたように、これはもちろん私賛成ですが、その固めをしなから圏の形が、核大なり、それから中央といふことに考えられてい

いんじやなからうかといふふうなことであれば、あらかじめ八つくらいに日本全国を圏を分けてみて、そして考え方を細分化して進めたらどうか、こういうふうな考え方を進めたいわけでありま

す。いずれにいたしましても、非常に法律はどつさりあります。午前中の大臣の御答弁の中にも、国土省設定云々という話もあるけれども、ということもありましたけれども、この際、国土省の設定をして、全体を含めた再開発法とか都市計画法だとか国土開発法だとか、いろいろ新全総の考え方の中にも大きなまとまりの一つの考え方というものをしほつていく、そういう国土省のあり方なんかは考えていっていいんじやないか、こう私は思ふわけでありま

す。どうでございます。○国務大臣(根本龍太郎君) 私もかつて党におるとき、だいたいこれを推進するために努力してみたのでございます。ところが、午前中にお話申し上げましたように、これは日本の行政機構といふものが非常に定着しておつて、これを解体してそれをやるということになると、たいへんな実は困難が現実に伴います。理論的には私はそうあるべきだと思ふ。ところが現実にはこれはほとんど手をつけれないために、御承知のように、臨時行政調査会においても、この問題だけはそこまで踏み切れなかつたようでございます。私は実は昨

年、佐藤喜一郎さん並びに臨調の委員をしておつた有力者の方々と財界の諸君が私に会いたいというところで、会いました。そのときに、この問題

じやない、実は行政機構を思い切つてやれということとを盛んに言われたときに、私はこういうことを言つたのです。あなた方は一般論としてはそういうふうな、行政機構を簡素化せよ、簡素化せよと言ひけれども、現実にはやろうとするところも違つた動きをしてい

るじやないか。実は私は鳩山内閣の官房長官をしておつたときに、鳩山内閣の手で行政機構の抜本的改革をやるために実は大蔵省の予算編成権を内閣が持つべきであつて、大蔵省はその方針に従つて事務的処置をすべきだとい

う政治的な決断をするためにその準備をした。ところがそのときにあつた、もう財界や各方面のまっこうからの反対を受けまして、これは実現できなかつたのです。それで特に産業界の方面にお

きましては、一般的には行政機構を簡素化せよ、一元化せよといふことになるけれども、しかしらば、具体的にここで、はなはだ例が悪いかわからぬが、申し上げるが、たとえば、いま重工業局を、これを廃止して別のものと一緒にするといふことになるかどうか。重工業関係の企業は全部反対する、もうあらゆる工業が立地しているところの都市からも反対が起るということ

で、一般に言つて一般論、総論に対してはみんな賛成だけれども、各論になるとみんな反対するといふことが実はもうきつとある、ということを示したのであります。実際に行政機構の改革といふことをいふんやるとために、私自身も試みて二十数年間そのときどきやつてみたけれども、なかなかこれはむずかしいので、そこでいまわれわれが考えているのは、それをそれぞれの官庁においてセクショナルリズムを越えて総合協力体制をつくることをもう現実的にする以外にないというのが現状だと思ひます。しかし、これはだんだん国民の合意とたゆまざる努力によつて漸次これが解消していかなければならない、こう思ふ次第でございます。

ます。

○宮崎正義 午前中に田中委員のほうから一元化というお話もありましたので、これ以上私は申し上げませんけれども、一つの端的な例をとってみますと、たとえば国定公園になつていて、そこで、魚なら魚を養殖したいという、それでその水を引いて一つの槽をつくるのは、どことどことどこに許可を得なければならぬといふこととがある。国民の側から言わねば、政府という窓口に行けば通産省も農林省も、あるいは建設省も運輸省も厚生省も通らないで行けるものと単純な考え方をして入って行くわけでありまして、訪ねて行くわけでありまして、そうしますと、行きま

し、テレビ等でもこの実際の様相を画面に写してあります。これらの諸外国の政治担当者の方々は思い切った措置をやっておられるわけでありまして、佐藤内閣がとつてきました都市問題の解決に対する姿勢は、私は少し弱いのではないかと。少しどころではない、弱いといへば弱い。私はまたアメリカのまねをしるかイギリスのものをまねるとか言うものではございませんけれども、わが国のこの河川浄化計画ぐらいは、そういう観点の上で立つてつくるべきではなからうかと、こう思うわけですが、その計画性について伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(根本龍太郎) 御指摘のとおりでございます。水の問題一つとりましても建設省の権限、通産省は工業用水でこれに關連する、厚生省は水道といふいろいろの権限が錯綜して、農林省も慣行水利権等、実は私がいまから約十年ばかり前に党内にこの権限調整と任務分担のために水に対する特別委員会を設けられまして、私に農林の経験があり、建設の経験があるからやれといふこととでありまして、たいへん実は各省のセクショナリズム、それから地方における慣行水利権とそれから水源地域と下流地域、地域利己主義と申します、これが錯綜しておりましてなかなかむづかしかったものであります、ザル法といわれま

ます。したがいまして、実は水の汚濁を防止するは、水資源の総合開発のためにもっと積極的に行ななければ、幾ら都市の再開発あるいはまた都市の環境整備を唱えても、水の面において一番これはぶつかつてしまひます。端的に申しまして、土地の問題もさることながら、土地が宅地化とかあるいは有効に利用されない中の一つの大きな部分が水の足らないことである。水の処置ができないこと、あるいはまた汚濁された水をどう処理するかといふことでございまして、そういう認識に立ちまして、実はこの国会が終りましたならば、いままその準備はさせておりますが、農林省、建設省、厚生省、通産省、これに経済企画庁が入りまして、水の総合的な利用開発について検討しよう。その前提条件として、慣行水利権を含めまして、水に關する諸般の調査を総合的にやろうといふことで、総理府においてその世話役をしてもらおうといふことを先般の閣議でできたといふような状況でございます。

この問題はこれのくらいいたしておきまして、この都市問題につきましてはこれはもう世界各国とも相当悩みの種になつております。ニクソン大統領も年頭教書におきまして暴力がはびこり、荒廢した巨大都市の中心地域は、今日の米国民の生活上最も欠陥の目立つ分野である、といふことを述べられておられることとです。また、連邦政府は新都市の建設と旧都市の改造に最大限の助力を与える、このような決意も明らかにしておるようでございます。また、清い空気、清い水、広い空間の確保は、いま直ちに対策を講ずるならば可能である。国民にこれらを約束して百億ドルにのぼる全国の河川浄化計画を提案しておるといふことも聞いております。一方、また御承知のように、イギリスでは霧の都ロンドンで政府の施策よろしきを得て青空が顔をだし、テームズ川で魚が釣れるようになったとこれは報ぜられております

たのでございまして、またいまの水資源開発公団もつくつたのでございまして、これは私は官庁側と同時に国民の合意を得なければ、せっかくのやれる立法が実は国民の権利を剝奪するのだとか、いろいろの誤解のもとにトラブルが起るようなんでございまして。最近に至りまして、ようやく水といふものがいかに未来の産業並びに国民の未来の生活にとつて大事なものであるかといふことが国民的な認識を新たにしてくださつておるといふことが、まずある意味においては幸いであるが、またそれほど関心を持たなければならぬほど水それ自身は汚濁されて、非常にこれは国の天然の資源が害されておるといふ認識に立つておると思ふのであり

ます。したがいまして、実は水の汚濁を防止するは、水資源の総合開発のためにもっと積極的に行ななければ、幾ら都市の再開発あるいはまた都市の環境整備を唱えても、水の面において一番これはぶつかつてしまひます。端的に申しまして、土地の問題もさることながら、土地が宅地化とかあるいは有効に利用されない中の一つの大きな部分

うに流れ込んでしまつてゐる。この臨海地帯における既存の中小工業に加えて、最近ではやはりその県あるいは市等の工場誘致、それらの産業開発といふことからのいろいろな工場を誘致しておる、県外から大企業の工場を。名前は特に申し上げませんが、相当量の工場廃液が放出されてきておる。この工場廃液に対して県の当局、市等では、この数年のうちに進出した一部企業に対して浄化槽や活性汚泥装置などの廃液処理施設を設置しなければならぬといふ要請をしておるわけでありまして。私はこの化学の検査、分析のやり方は知りませんが、これが二百以下に押えるように覚書を渡してゐるといふけれども、廃液処理装置を設置してゐるところはほとんどわずかである。また御承知のようにイタイイタイ病の富山平野の中心を流れてゐる神通川の流域の水も、上流にある三井金属神岡製鉄所が流してゐる廃液に含まれてゐるカドミウム、これらの問題も御存じのとおりであります。大牟田川のカドミウムの問題も言い尽くされておりますが、三井東庄の化学工業のシアンが出ていたといふようなこともすでに論じられておりました、昨日も公害対策特別委員会ではこれらの話が出ておるようであります。また北海道の例をとつてみますと、有珠郡の壮瞥町の黄溪にある幌別製鉄所の硫酸の廃液が弁景川にずっと流れております。その製鉄所も初めから浄化装置といふものをつくつていない。したがいまして、何十年となくその毒性廃液が洞爺湖のあのきれいな湖水の中に入つて魚を生存させていかなければ、何

うに流れ込んでしまつてゐる。この臨海地帯における既存の中小工業に加えて、最近ではやはりその県あるいは市等の工場誘致、それらの産業開発といふことからのいろいろな工場を誘致しておる、県外から大企業の工場を。名前は特に申し上げませんが、相当量の工場廃液が放出されてきておる。この工場廃液に対して県の当局、市等では、この数年のうちに進出した一部企業に対して浄化槽や活性汚泥装置などの廃液処理施設を設置しなければならぬといふ要請をしておるわけでありまして。私はこの化学の検査、分析のやり方は知りませんが、これが二百以下に押えるように覚書を渡してゐるといふけれども、廃液処理装置を設置してゐるところはほとんどわずかである。また御承知のようにイタイイタイ病の富山平野の中心を流れてゐる神通川の流域の水も、上流にある三井金属神岡製鉄所が流してゐる廃液に含まれてゐるカドミウム、これらの問題も御存じのとおりであります。大牟田川のカドミウムの問題も言い尽くされておりますが、三井東庄の化学工業のシアンが出ていたといふようなこともすでに論じられておりました、昨日も公害対策特別委員会ではこれらの話が出ておるようであります。また北海道の例をとつてみますと、有珠郡の壮瞥町の黄溪にある幌別製鉄所の硫酸の廃液が弁景川にずっと流れております。その製鉄所も初めから浄化装置といふものをつくつていない。したがいまして、何十年となくその毒性廃液が洞爺湖のあのきれいな湖水の中に入つて魚を生存させていかなければ、何

が次から次へと建つてゐる。最初にホテルを建設したときの浄化槽といふものと、いま一年間に二百五十万から三百万近い人が、観光客が来る。そういう時代の変化と人員の移動、観光客もふえてゐるにもかかわらず、施設のほうは依然として旧態依然の前のままの姿である。処理できない浄化槽、処理できないまま、そのままの姿で流れていくといふようなことから考えていきまして、いろ

いなる公害問題が発生している。こういうふうな現況は全国至るところでこのようになっております。さらにはまた洞爺湖あたりでは農業が雨水にまじって湖水に入ってくる。もう魚は全くとれなくなつてしまつた。こういう問題は私も建設委員会のときに取り上げましてたまたまことがありましてけれども、そのように今日の私どもの飲用水がやはり同じ飲む人間によつて濁され毒性化されていくという事は、これは大臣のおっしゃつたように、これは将来重大な問題と私は言わざるを得ない。そこで私の提案をいたしたいことは、その本流はあくまでも本流として、両側に下水専門の下水溝をつくり上げ、そこに汚濁のものは落とし込んでいく。さらにはそのもとである、公害の元凶である会社、工場等の施設にがっちりした汚濁処理装置というものををつくつておかなければならぬ、こう思うわけでありまして、ところが先ほど来からお話がありましたように、都市の再開発再開発といふまでも、何やらなければならぬ装置をやつていないといふことについて、大臣のこれからの考え方を伺う前に、私は通産省のほうからこれらの全国に及ぼす——通産省の人、おいでですね。先ほど申し上げましたように、黄溪にある幌別鉱業所の鉱山の廃液、これに對する考え方、どういふふうにお持ちになっておりますか。またこれらに對する検査のほう、監督、それはどういふふうにおやりになつてゐるのか伺つておきます。

それから根岸公害課長さんのほうには、全国でこういうところの工場はできておられるけれども、汚濁処理装置、どれだけの工場があつて、どれだけの工場がついていないのか、数がわかれば、装置してない工場がこれだけあるのだ、全国でこれだけあるのだ、自分がわかつただけでもこれだけあるのだという点を、大臣に聞かしておいていただきたいと思つたのです。

○説明員(下河辺孝君) 北海道にございます幌別硫黄鉱山の廃水の問題でございますが、この鉱山は、硫黄鉱床地帯にございまして、その周辺には

温泉も出ているというふうなところに位置しております。なおその下流に発電所がございまして、川の水を洞爺湖のほうに落とすというふうなことによりまして発電をするというふうなことが行なわれてゐるわけでございますが、発電所によりまして水が洞爺湖に入るといふことから、洞爺湖の美観をそこなう、あるいは漁業の問題に對して影響を与えておるといふような被害を出しておるわけでございます。現在まで札幌鉱山保安監督局におきまして、鉱区鉱山の鉱害防止に關しまして、種種監督指導を行なつてきたわけでございます。で最近まで改善をいたさされた点について多々ございまして、かいつまんで申し上げますと、坑内から浸透してまいります坑内水をボーリングによりまして、地下の奥深いところに注入いたしました、それを浸透させて、その水を出てこないようにするといふような工事をやつております。また付近の沢に石灰を敷き詰める、あるいは沈澱池の上部に石灰層を設けて、こゝで中和を行なう、あるいは坑内から出ております坑内水、これが酸化してゐる悪い水でございますが、こういうものの漏れ水を抑制するような工事、あるいは坑内の粉じん防止その他のために坑内に水を持ち込んでおりますが、こういうものの水の量を減らす、あるいは坑外に堆積しております昔の鉱滓などを坑内の採掘あとの充てんに使ひまして、それから出てくる浸透水を少なくするといふようなことを段階的に進めております。しかしながら、全般的に見てみますと、若干弁景橋、弁景温泉付近におきまして水質がよくなつておりますが、まだ必ずしも十分なものではないのではないだろうかといふふうに思われるわけでございます。なおこれは硫黄鉱山全般に言える点でございますが、最近の重油からの脱硫その他が進みまして、硫黄鉱業そのものが現在経営的にもかなりむずかしいといふ点に立ち至つておりました、現在のような赤字経営といふような状態におきましては、このような抜本的な対策を立ててこれを推進するといふことにつ

な状況でございます、必ずしも十分な点までいっていないといふことについてはまことに申しわけないと、このように思つておる次第でございます。

○説明員(根岸正男君) お答え申し上げます。水質保全法によりまして水域指定が行なわれておりまして、その水域指定がされた水系は水質基準が設定されておりました、その水域に廃水を流す工場はすべてその水質基準に合はなければならぬといふことになつておりました、そういう指定水域内にある通産省所管工場数は七百六十六でございます。で、この七百六十六工場すべてがこれは廃水設備を持つておるといふわけでございます。たとえば、パルプとか、そういうどうしてても処理しなければならぬものは全部処理施設を持つておるわけでございますが、そのまま流しておるところもございまして、それで、これは全部そういうことで、いまここに手元に数字がござい

す。さらにこの公害問題の被害を受けておるところを全部、私も立つたところを抜粋してきておるわけですが、時間等がありませんので、一つ一つを取り上げて通産省のほうから詳しく説明を聞きたいところですが、それは今日の議題から離れてきますから、この次に譲りたいと思つたので、そこで、先ほど大臣に私は要望でありますがついて申し上げました件につきましての考え方を伺つておきたいと思つたのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 富崎先生御提案の件は、慎重にこれは検討したいと思つた。現在、御承知のように、都市地帯において下水処理で非常な困つてまいりまして、大阪等例の広域水道事業をやつております。これはある意味においては御提案にやや似ているところがあるが、先生のはもっとあるいは進んでおるかもしれないが、大きい川の河川改修のときに、川に入らないように、下水道溝と申しますか、それをつくつて、川に直接入らないようにしてそこにたためて、末端で処理したほうがいいではないか、こういうことでございまして。したがいまして、従来の河川計画にはそれが全然ありません。大いなる川、これはかなり研究を要すると思つた。大いなる川、ときには、河川法上これをどういふ位置づけをしたほうがいいのか、下水道事業と一緒にどういふふうに関連させていくべきか、いろいろの関連した事業をしなければならぬと思つたけれども、一つの新たなたいへん有益なる構想として前向きで検討したいと思つた。

○委員長(大和与一君) 先ほど富崎君から御発言があつた資料の提出ですね、よろしうございませぬ、皆さん関係者——。

○宮崎正義君 これはこの委員会にも全体の資料を要求したいと思つた。その内容を、詳細にわたつての資料をよろしく願ひます。

○委員長(大和与一君) この際、委員の異動について報告いたします。

広島では十一だ、一番いいところをおっしゃるが、私は一番悪いところを一番よく知つておるわけです。その資料がまいりますとよくわかりますので、あとにいたしますけれども、先ほどの北海道の例をとりまして、初めから鉱業所自身がつくつていなかった。指摘されてからやつとそのボーリングして下に流そうじゃないかといふことをいまやつと考へ始めた段階でありま

○委員長(大和与一君) この際、委員の異動について報告いたします。

○宮崎正義君 そこで、最後に、大臣は二時二十

○委員長(大和与一君) この際、委員の異動について報告いたします。

○宮崎正義君 二時二十

○委員長(大和与一君) この際、委員の異動について報告いたします。

○宮崎正義君 二時二十

○委員長(大和与一君) この際、委員の異動について報告いたします。

分におちちになるそうで、これから私も本論に入

いましょうか。

ろうとだいたてであつたわけでありまして、これを後目に譲らなければならぬがの残念でありますけれども、いまの結末をつけたらと思うのです。と申し上げるのは、新しく工場、建築物、あるいは施設等ができません、まず最初にしっかりと将来を考えた汚濁処理装置あるいは浄化装置、そういうものをはつきりとまず第一に考えるべきだと思つております。それをやりませんと、自分が食べて自分が出したものをまた自分が入れるということになりまして、結局は生命を侵されていくという変な悪循環になつていくことを、私は非常に心配するわけでありまして、端的に失礼なことを言つておきますけれども、いづれにいたしましても、大臣が先ほどおっしゃつたように、水といふものの総合開発といふものも、う急務であります。御存じのように、私たちの体も約八〇％が水分であります。ローラーをかけるのと皮と骨だけがべちゃんこになる、あと全部水が飛ぶ。そういうような私たちの肉体の上から考えていきましても、人間形成の上からいきましても、将来の私たち人類の発展のためにも清らかな水をどう確保するかといふことは、私もがつくる最初の施設、それらに万全を期していくなれば、これは完全に問題は起きないと思つております。したがって、私は、この際、全国の各工場、建物、施設、ホテル等の汚濁処理装置あるいは浄化装置、廃液等の処理装置が、いまの時点に相応した分量を浄化しているだけのものであるかどうか調べ、それでなかったならば工事の改築をやらせるとか、改造をさせるとかといふことの総点検を私はしていかなければいけない。最近では総点検、総点検といふことがはやっておりますけれども、これは私たちのからだを守るためにすぐにもやつていかなければならぬ重大な課題じゃなかろうかと思つて、既存のものについては、厳重な設計計画がなされなければならぬ、私はこのように思つてございます。いかがでござ

○国務大臣(根本龍太郎君) これは私が答弁することではないようで、どうも通産省のほうですが、私からも通産大臣によく言つておきます。官沢通産大臣も先般の装置を見まして、非常に積極的に産業公害についてはこれは防止して、いかなきやならぬという姿勢を持っておりますから、適切な措置を講ずると思つておりますが、これは官崎さんからそういう要請があつたから大いに善処してほしいという旨、私からも申し上げるは、通産省の事務当局もおられますから、そちらのほうから答弁いたされたいと思つております。

○宮崎正義君 私の申し上げておるのは、建築許可なら建築許可するときに浄化槽の設計も一緒に出てくるわけですから、そうしますと、その設計途中において許可の体制において、また工事の指導系統の中において、これは当然指導監督等ができるわけですから、ですから、将来のものに対しては、そういうふうな処置をしなければならぬであらうと、これは建設省でも当然私はやつていける範囲だと思つていますが、この点、どうなんでしょう。

○国務大臣(根本龍太郎君) 現行の建築基準法ではホテル、旅館はこれについて義務づけています。うですが、工場それ自身についてはないのでござります。したがって、これを私のほうで、いま直ちに建築基準法を改正してその中に入れるといふことになる、かなりのこれは協議事項になるのでありますので、十分通産省とも打ち合わせの上検討したいと思つております。

○宮崎正義君 ホテルで相当問題を起こしてあるわけですね。旅館も同じですけれども、それらが湖水のまわりで、どこでござるわけですね。しかも、国定公園、厚生省の所轄になつてまいりますけれども、それらにつきましてまた後日私は申し上げることになります、いづれにいたしまして、これは何省、何省じゃなくして、先ほど大臣が御答弁になりました総理府がまとめていくといふ、経済企画庁、農林省、建設省、厚生省、通産

省、これらの合同で、そして水資源の開発というものを総合的に考えようと、それは総理府に一応当たつてやろうという構想があるとおっしゃるのを聞いて意を強くしたわけでありまして。したがって、そういう閣議の合議のときにこの問題を十分取り上げていただいて、私は人を守つて、人の生命を守つていくという観点から水を守つていただきたいといふことを、最後に申し添えておきたいと思つております。

○委員長(大和与一君) 本件に関する質疑は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十分散会

三月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

国土調査促進特別措置法(昭和三十七年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「国の機関」の下に「又は都道府県」を加え、同条第二号中「土地改良区」の下に「その他の政令で定める者」を加える。

第三条第一項中「低開発地域における工業の開発又は農地の有効利用若しくは開発その他土地の」を「及びその」に、「昭和三十八年度」を「昭和四十五年度」に改め、同条第二項中「国土調査事業十年計画」に基づいて実施するを削る。

付 則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和四十五年三月二十五日印刷

昭和四十五年三月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局